

裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）

1 はじめに（第4回迅速化検証結果の公表に当たって）

最高裁判所は、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書を、これまで3回にわたり公表した。本報告書は、裁判の迅速化に係る第4回目の検証結果を公表するものである。

本報告書では、まず、これまでの検証に引き続き、地方裁判所における民事第一審訴訟事件^{*1}及び家庭裁判所における家事事件の最新（平成22年1月から同年12月まで。以下同じ。）の統計データを用いて審理期間等の状況について確認した。その上で、平成21年7月公表の第3回報告書で明らかになった審理を長期化させる要因（以下「長期化要因」という。）について、その妥当性等を継続的に検証するとともに、民事第一審訴訟事件・家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を総合的に検討した。その際、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（以下「検証検討会」という。）における議論と並行して、検証検討会の委員の参加を得て、規模や地域の異なる複数の裁判所及び法テラスにおいて、裁判所の態勢面の実情や国民の弁護士へのアクセスの実情等について、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した（以下「実情調査」という。）。

刑事訴訟事件については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が平成21年5月21日に施行されたことも踏まえ、最新の統計データを用いて裁判員裁判対象事件を含む地方裁判所における刑事通常第一審事件^{*2}の概況を確認した上、裁判員裁判の審理状況について、手続構造面や運営面における従来の裁判官裁判との大きな相違等を念頭に置きつつ、調査・分析を行った。

また、裁判所における事件処理の全体像を概観すべく、最高裁判所における訴訟事件についても、最新の統計データに基づく調査・分析を行った。

迅速化法は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする基盤整備法としての性格を有している。本報告書においては、主として裁判手続に関する施策について、一定の取りまとめを行うに至ったが、裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するためには、裁判手続に内在する要因に即した施策だけでなく、裁判手続外の社会的な要因についても考察を及ぼす必要があると思われる。今後の検証においては、これらの論点を含めて、更に総合的、客観的かつ多角的に検討を行っていく予定である。

*1 地方裁判所における通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

*2 地方裁判所における通常の公判手続による事件を指す。

2 民事第一審訴訟事件の概況

2.1 民事第一審訴訟事件の概況

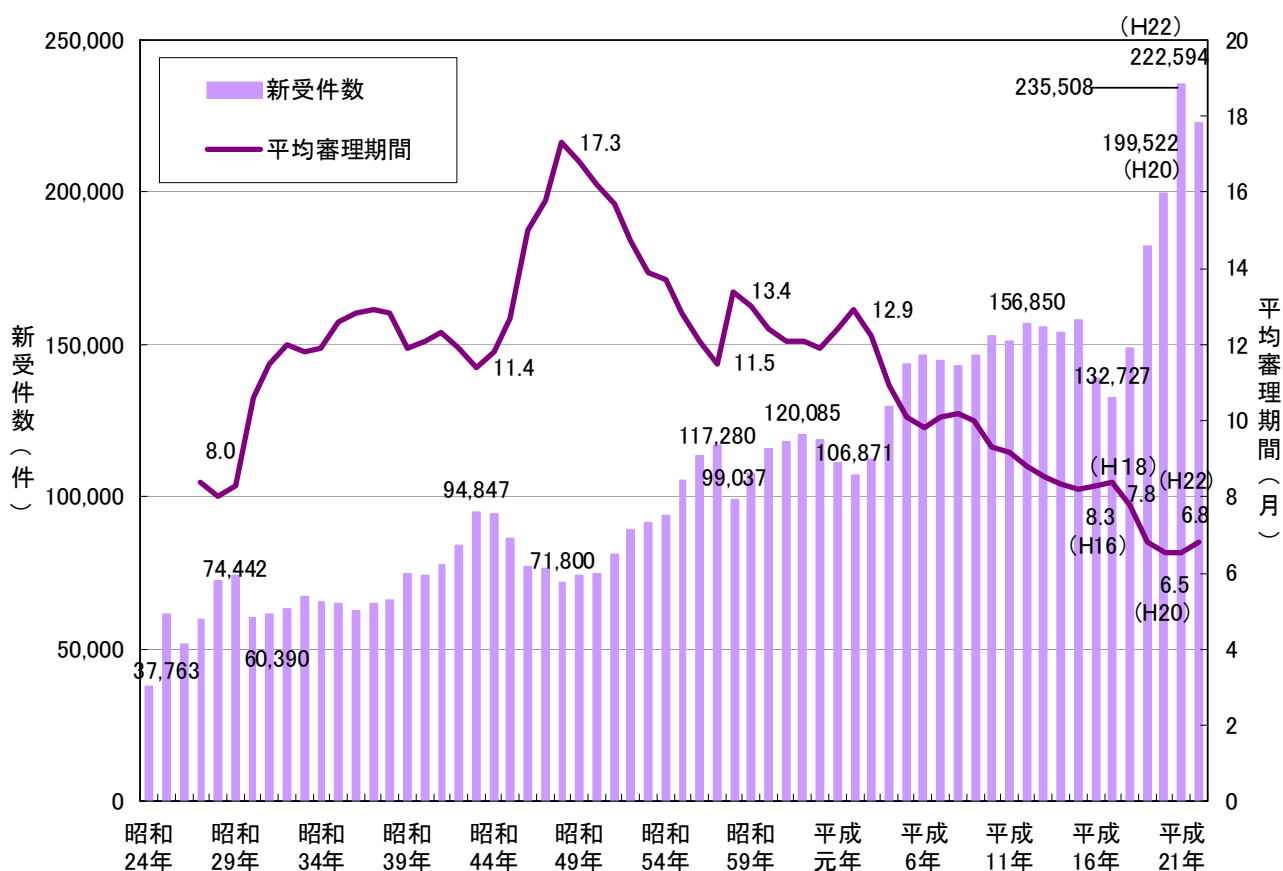
平成22年に終局した民事第一審訴訟事件の事件数は22万7435件である（【表1】）。新受件数は、平成18年以降急増しており、平成21年は過去最多である23万5508件となったが、平成22年は22万2594件と若干減少した

【表1】 民事第一審訴訟事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件数	227,435
平均審理期間(月)	6.8

（【図2】）。平均審理期間は、平成16年では8.3月、平成18年では7.8月、平成20年では6.5月とこれまで短縮化傾向にあったが、平成22年は6.8月と若干長期化した。

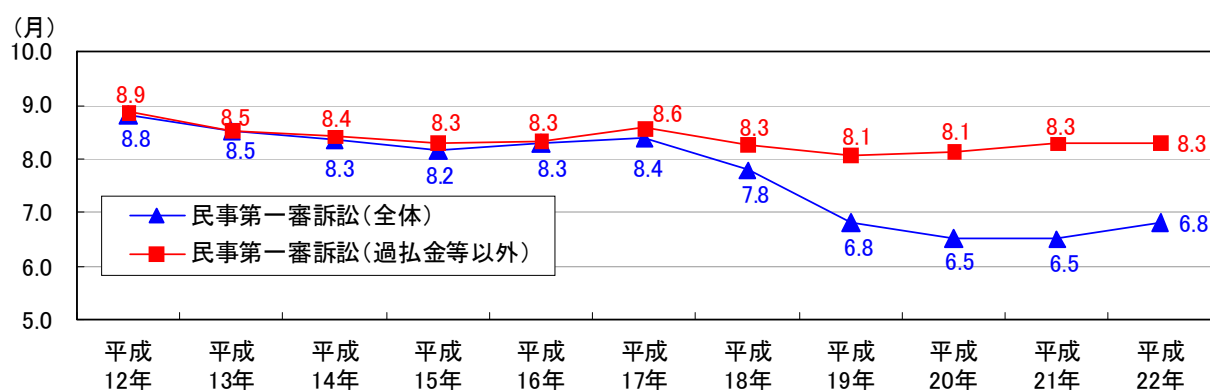
【図2】 新受件数と平均審理期間の推移



もつとも、このような統計データは、貸金業者に対する過払金返還請求訴訟の影響を受けていると考えられる。過払金返還請求訴訟は、審理期間の短い事件が多く、人証調べを行う事件も少ないなど*1、民事通常事件とは異なる特徴があるといわれており、このような訴訟の影響を受けた統計データが、必ずしも常に民事第一審訴訟事件の一般的な傾向を反映しているとはいえない。

そこで、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件票上の事件類型である「金銭のその他」等を除外することとし、過払金返還請求訴訟の影響を取り除いた統計データ*2（以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という。）をみると、平均審理期間は、平成16年及び平成18年ではいずれも8.3月、平成20年では8.1月、平成22年では8.3月であり、横ばいないし下げ止まりの傾向にあることがわかる（【図3】）。

【図3】 平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



以下、前記を踏まえて、平成22年における民事第一審訴訟事件の概況（カッコ内の数値は、民事第一審訴訟（過払金等以外）の統計データである。）をより詳細にみることにする。

まず、審理期間が2年を超える事件の数、割合は、7502件（5313件）、3.3%（5.8%）であった（【表4】）。平成16年では、9206件（6882件）、6.2%（6.4%）、平成18年では、7931件（5894件）、

*1 実情調査では、過払金返還請求訴訟についても、金融業者の業績の悪化に伴って判決で終局する事件の割合が増加している一方で、取下げの割合が減少している上、判決の内容も法的問題点を含む複雑なものが増えるなど、その解決のための負担が徐々に増加しているとも指摘されている。

*2 詳細については、第3回報告書概況・資料編24頁「貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法」参照。多くの過払金返還請求訴訟の事件名である「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」が含まれる事件類型である「金銭のその他」等を、民事第一審訴訟事件から除外したものを、以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という統計データとして利用する。なお、過払金返還請求訴訟に関する平成22年の統計データには、同年10月に大手金融業者について会社更生手続が開始したことにより、相当数係属していた同金融業者を被告とする過払金返還請求訴訟が長期間にわたり中断したり、他の同種業者の事件の解決も困難になったりして、全体の平均審理期間が長期化したり、他の同種業者の経営悪化を懸念して提訴が増加するなどの影響が生じている可能性がある。平成23年以降も引き続き、同金融業者を被告とする過払金返還請求訴訟や他の同種事件には、同様の影響が生じる可能性も考えられる。したがって、平成22年の統計データの分析にあたり、前記のような影響の可能性を念頭に置く必要があるとともに、今後ともその影響を注視していく必要がある。

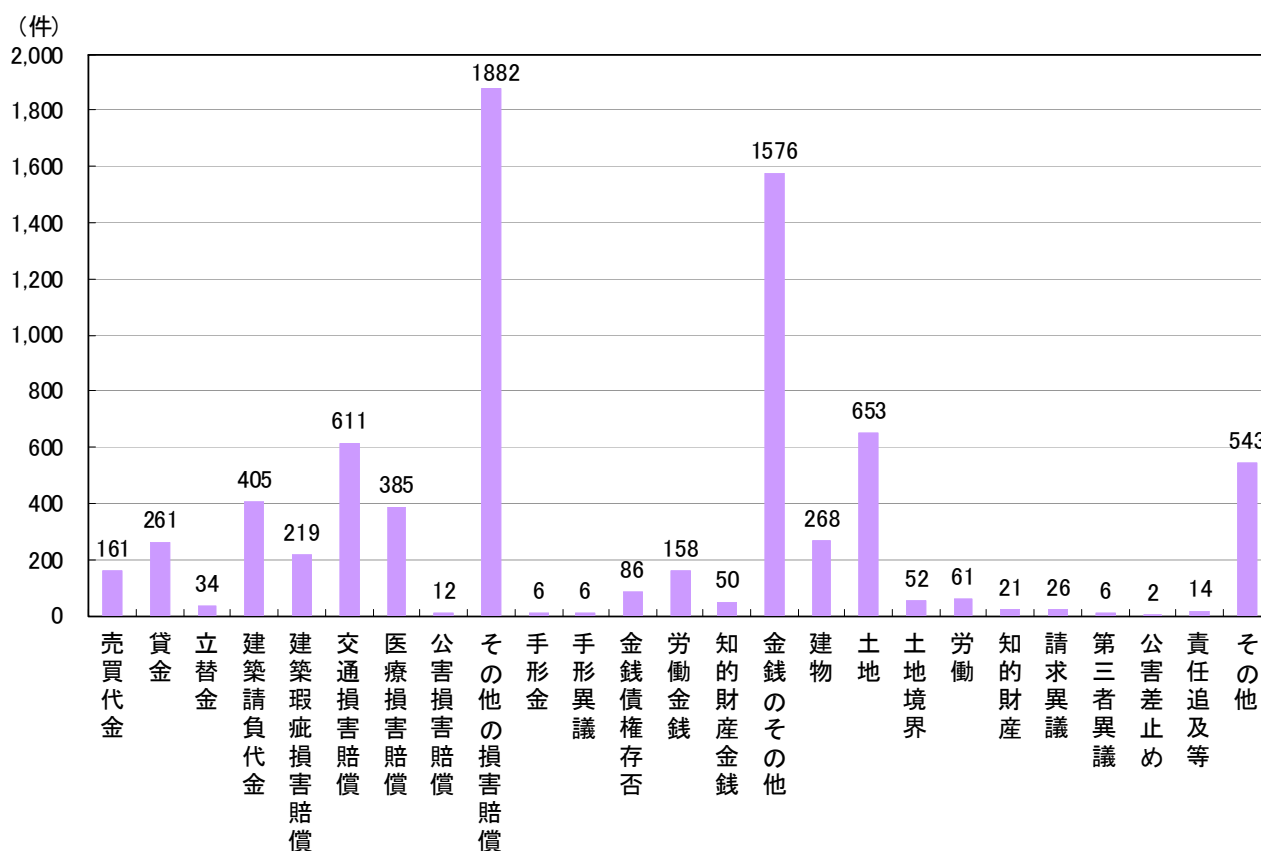
5.5% (6.5%), 平成20年では, 6848件 (5041件), 3.6% (5.8%) であったので, 審理期間が2年を超える事件の数・割合は, 民事第一審訴訟 (全体) 及び民事第一審訴訟 (過払金等以外) のいずれをみても, 平成20年までは減少してきていたが, 平成22年は, 民事第一審訴訟 (全体) における同事件の割合は引き続き減少しているものの, 民事第一審訴訟 (過払金等以外) における同事件の割合は下げ止まっており, いずれにおいても同事件の数は平成20年より若干増加している。

審理期間が2年を超える事件類型をみると, 「その他の損害賠償」(1882件, 25.1%) 及び「金銭のその他」(1576件, 21.0%) の2類型が際立って多く, これらの合計は, 全体の46.1%を占める (【図5】)。

【表4】 審理期間別の事件数及び事件割合 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
6月以内	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	269 0.1%	196 0.2%

【図5】 事件類型別の審理期間2年超の事件数



※ 人事を目的とする訴えについては, 基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され, 平成22年中に既済となった事件を対象とするもので, 他の事件類型と比較する必要性が乏しいため, グラフには載せていない。

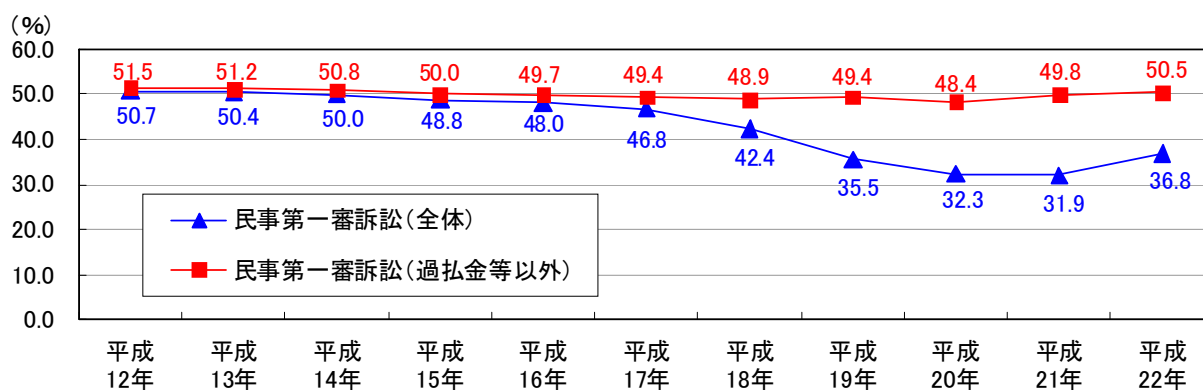
次に、終局区分については、判決で終局した事件の割合は36.8% (50.5%)、和解で終局した事件の割合は32.0% (34.0%)、取下げで終局した事件の割合は28.6% (12.3%)である (【表6】)。なお、判決で終局した事件のうち、対席事件の割合は72.3% (62.1%)である。

判決、和解又は取下げで終局した事件の割合について、平成12年以降の経年変化をみると、民事第一審訴訟 (過払金等以外) では、平成20年までは、判決がやや減少し、和解がやや増加する傾向がみられるものの、さほど大きな変化はなく、取下げはほぼ横ばいであったが、平成21年以降、判決が増加し、和解が若干減少している (【図7】から【図9】まで)。これに対し、民事第一審訴訟 (全体) では、平成21年にかけて、判決及び和解が減少し、取下げに増加傾向がみられたが、平成22年は、判決及び和解が増加に転じ、取下げは減少に転じた。これは、過払金返還請求訴訟の事件動向に変化が生じていることをうかがわせるものである。

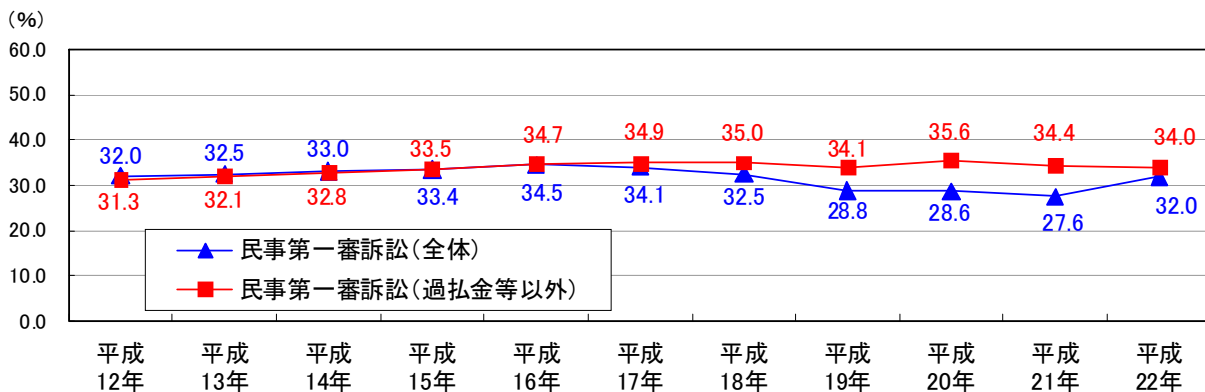
【表6】 終局区分別の事件数及び事件割合 (民事第一審訴訟 (全体) 及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))

終局区分	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	6,021 2.6%	2,872 3.1%

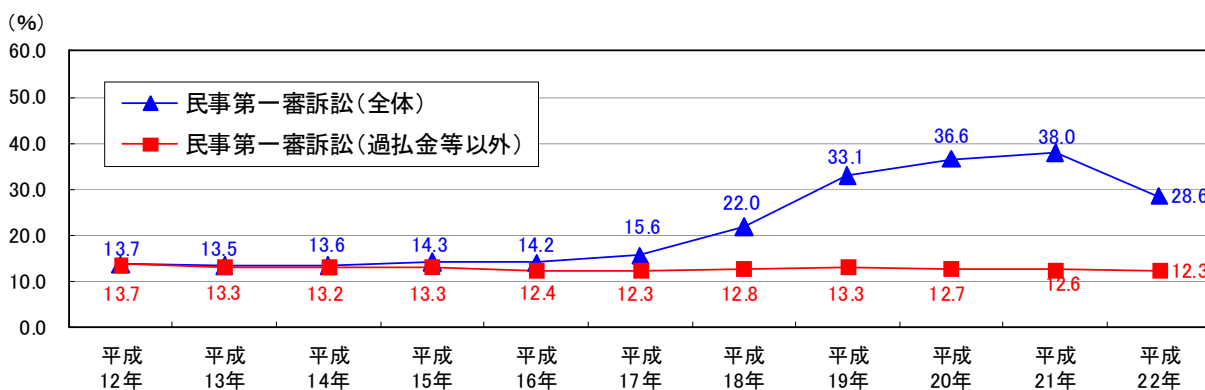
【図7】 終局事由別の事件割合 [判決] (民事第一審訴訟 (全体) 及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))



【図8】 終局事由別の事件割合〔和解〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図9】 終局事由別の事件割合〔取下げ〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



訴訟代理人の選任状況については、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は27.8% (40.1%)、当事者のいずれかに訴訟代理人が選任された事件の割合は76.7% (80.8%) である (【表10】)。

【表10】 訴訟代理人の選任状況(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ訴訟代理人	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ訴訟代理人	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	52,911 23.3%	17,575 19.2%

上訴については、上訴率^{*3}は15.7% (15.9%)、
上訴事件割合^{*4}は5.8% (8.0%)である(【表11】)。

【表11】 上訴率及び上訴事件割合(民事第一審
訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払
金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
上訴率	15.7%	15.9%
上訴事件割合	5.8%	8.0%

最後に、審理の状況については、平均期日回数は3.5回(4.5回)、平均期日間隔は1.9月(1.8月)である(【表12】)。争点整理実施率は27.7%(37.0%)であり、平均争点整理期日回数は1.5回(2.3回)である。人証調べ実施率は10.3%(18.7%)であり、人証調べ実施事件に限定した平均人証数は2.8人(2.7人)である(【表13】)。なお、このうち平均証人数は1.1人(1.0人)、平均本人数は1.7人(1.7人)である。

【表12】 平均期日回数, 平均期日間隔及び争点
整理実施率(民事第一審訴訟(全体)及
び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	3.5	4.5
平均口頭弁論 期日回数	2.1	2.2
平均争点整理 期日回数	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	1.9	1.8
争点整理実施率	27.7%	37.0%

【表13】 平均人証数 (民事第一審訴訟(全体)
及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率		10.3%	18.7%
平均人証数		0.3	0.5
うち平均証人数		0.1	0.2
うち平均本人数		0.2	0.3
人証調べ 実施事 件	平均人証数	2.8	2.7
	うち平均証人数	1.1	1.0
	うち平均本人数	1.7	1.7

*3 判決で終局した事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

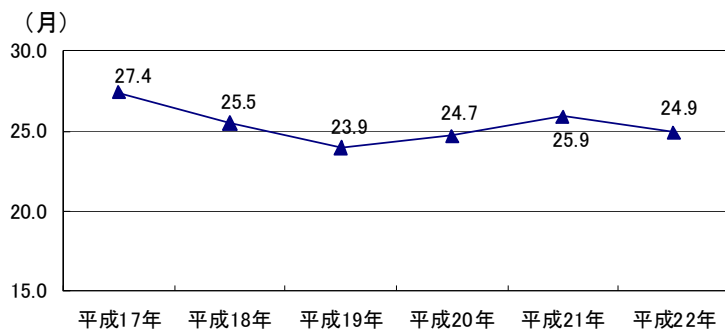
*4 全既済事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

2. 2 個別の事件類型の概況

2. 2. 1 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の平均審理期間は、平成17年から19年まで、おおむね短縮化傾向にあり、平成20年以降は若干長くなったが、平成22年は24.9月と再び短縮化した（【図14】）。

【図14】 平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



概況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が4割を超えており、高い（【表15】）。また、判決で終局した事件は35.8%で、対席事件の割合が高く（判決終局事件の98.4%）、和解で終局した事件の割合も54.0%と高い（【表16】）。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も84.8%と高く（【表17】）、上訴率も43.0%と高い（【表18】）。

【表15】 審理期間別の事件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
6月以内	107 11.9%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	133 14.8%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	271 30.2%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	198 22.1%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	157 17.5%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	30 3.3%	269 0.1%	196 0.2%

【表16】 終局区分別の事件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

終局区分	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
判決	321 35.8%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	316 98.4%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	484 54.0%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	45 5.0%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	46 5.1%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

【表17】 訴訟代理人の選任状況
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
双方に 訴訟代理人	760 84.8%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ 訴訟代理人	50 5.6%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ 訴訟代理人	65 7.3%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	21 2.3%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表18】 上訴率及び上訴事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
上訴率	43.0%	15.7%	15.9%
上訴事件割合	15.4%	5.8%	8.0%

審理の状況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が12.1回と多く、中でも平均争点整理期日回数が9.3回と多い（【表19】）。平均期日間隔も2.1月と長い。争点整理実施率は86.2%、人証調べ実施率は56.4%、鑑定実施率は14.4%と、いずれも高い（【表20】なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の鑑定実施率は0.8%である。）。

【表19】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
平均期日回数	12.1	3.5	4.5
平均口頭弁論 期日回数	2.8	2.1	2.2
平均争点整理 期日回数	9.3	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	2.1	1.9	1.8
争点整理実施率	86.2%	27.7%	37.0%

【表20】 人証調べ実施率、平均人証数及び鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
人証調べ実施率	56.4%	10.3%	18.7%
平均人証数	1.7	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.8	2.7
鑑定実施率	14.4%	0.4%	0.8%

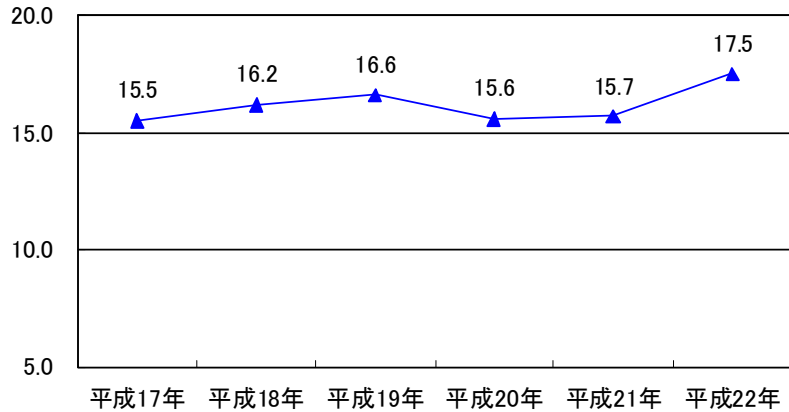
2. 2. 2 建築関係訴訟の概況

建築関係訴訟の平均審理期間は、平成17年以降長期化傾向にあり、平成20年に短縮化したが、平成22年は17.5月と再び前年を上回った（【図21】）。

以下、建築関係訴訟のうち、審理期間が長期化しがちな類型である瑕疵主張のある建築関係訴訟^{*5}について取り上げること

とし、その概況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均審理期間は24.9月と長く、審理期間が2年を超える事件の割合が39.2%と高い（【表22】）。また、判決で終局した事件は30.6%で、対席事件の割合が高く（判決終局事件の98.1%）、和解で終局した事件の割合も38.0%と高い（【表23】）。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も83.6%と高く（【表24】）、上訴率も44.2%と高い（【表25】）。

【図21】 平均審理期間の推移（建築関係訴訟）
（月）



【表22】 審理期間別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
平均審理期間（月）	24.9	6.8	8.3
6月以内	114 9.2%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	181 14.7%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	456 36.9%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	252 20.4%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	181 14.7%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	51 4.1%	269 0.1%	196 0.2%

【表23】 終局区分別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

終局区分	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	378 30.6%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 （%は判決に対する割合）	371 98.1%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	469 38.0%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	348 28.2%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	40 3.2%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

*5 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築に関する設計、監理、施工等につき瑕疵があったと主張し、その瑕疵に基づく損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件）があり、建築請負代金事件には、建物の不具合（瑕疵）をめぐる主張のあるものとそうでないものがある。本報告書では、建築瑕疵損害賠償事件と瑕疵主張のある建築請負代金事件を「瑕疵主張のある建築関係訴訟」と、瑕疵主張のない建築請負代金事件を「瑕疵主張のない建築関係訴訟」と分類する。

【表24】 訴訟代理人の選任状況(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,032 83.6%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ訴訟代理人	112 9.1%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ訴訟代理人	68 5.5%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	23 1.9%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表25】 上訴率及び上訴事件割合(瑕疵主張のある関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	44.2%	15.7%	15.9%
上訴事件割合	13.5%	5.8%	8.0%

審理の状況をみると、民事第一審訴訟(過払金等以外)と比較して、平均期日回数が12.4回と多く、中でも平均争点整理期日回数が9.2回と多い(【表26】)。平均期日間隔も2.0月と若干長い。争点整理実施率は87.9%、人証調べ実施率は35.8%、鑑定実施率は4.6%と、いずれも高い(【表27】)。

【表26】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	12.4	3.5	4.5
平均口頭弁論期日回数	3.2	2.1	2.2
平均争点整理期日回数	9.2	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	2.0	1.9	1.8
争点整理実施率	87.9%	27.7%	37.0%

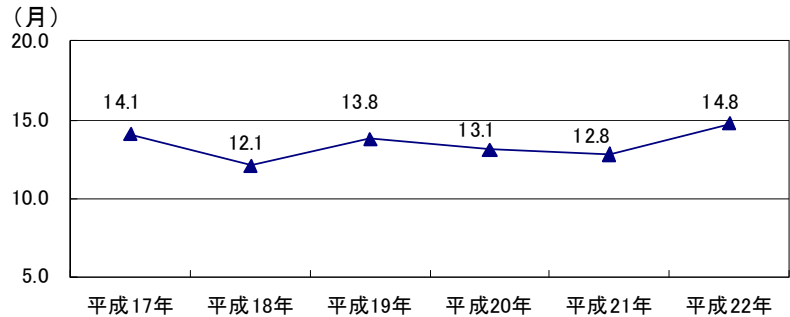
【表27】 人証調べ実施率、平均人証数及び鑑定実施率(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	35.8%	10.3%	18.7%
平均人証数	1.2	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.4	2.8	2.7
鑑定実施率	4.6%	0.4%	0.8%

2. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

平成22年に終局した知的財産権訴訟の平均審理期間は14.8月であり（【図28】）、審理期間が2年を超える事件の割合は14.6%である（【表29】）。平成22年の平均審理期間は、平成21年に比べてやや長期化した。なお、知的財産権訴訟の平均審理期間は医事関係訴訟及び建築関係訴訟よりも短く、長期的にみれば、平成12年以前は20月を超えていたところ、以後、制度面での施策が講じられたこと等により、大幅な審理期間の短縮化が進んでいる。

【図28】 平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



概況をみると、判決で終局した事件は40.1%で、対席事件の割合が高く（判決終局事件の94.9%）、和解で終局した事件の割合も43.6%と高い（【表30】）。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も76.7%と高く（【表31】）、上訴率も45.1%と高い（【表32】）。

【表29】 審理期間別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	127 26.1%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	105 21.6%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	183 37.7%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	50 10.3%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	20 4.1%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	1 0.2%	269 0.1%	196 0.2%

【表30】 終局区分別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	195 40.1%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	185 94.9%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	212 43.6%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	59 12.1%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	20 4.1%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

【表31】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
双方に 訴訟代理人	373 76.7%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ 訴訟代理人	71 14.6%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ 訴訟代理人	31 6.4%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	11 2.3%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表32】 上訴率及び上訴事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
上訴率	45.1%	15.7%	15.9%
上訴事件割合	18.1%	5.8%	8.0%

審理の状況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が8.7回と多く、中でも平均争点整理期日回数が6.8回と多いが、平均期日間隔は1.7月でほぼ同じである（【表33】）。争点整理実施率は80.9%と高いが、人証調べ実施率は19.3%と同程度である（【表34】）。

【表33】 平均期日回数, 平均期日間隔及び争点整理実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
平均全期日回数	8.7	3.5	4.5
平均口頭弁論 期日回数	1.8	2.1	2.2
平均争点整理 期日回数	6.8	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	1.7	1.9	1.8
争点整理実施率	80.9%	27.7%	37.0%

【表34】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
人証調べ実施率	19.3%	10.3%	18.7%
平均人証数	0.6	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.9	2.8	2.7

2. 2. 4 労働関係訴訟の概況

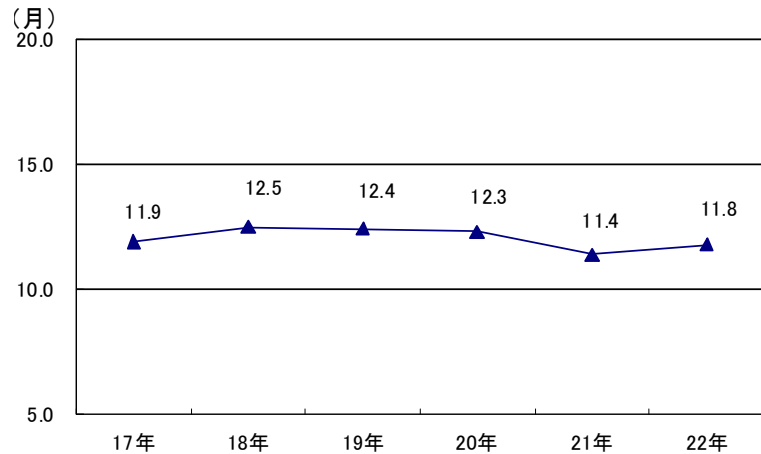
平成22年に終局した労働関係訴訟の平均審理期間は11.8月である（【図35】）。なお、平成17年は11.9月、平成19年は12.4月、平成21年は11.4月であった。

概況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が7.5%とやや高い（【表36】）。

また、判決で終局した事件は29.1%と低い、判決終局事件のうち

対席事件の割合は92.6%と高く、和解で終局した事件の割合は56.7%と高い（【表37】）。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も73.6%と高く（【表38】）、上訴率も41.9%と高い（【表39】）。

【図35】 平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



【表36】 審理期間別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	915 31.3%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	898 30.7%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	889 30.4%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	174 6.0%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	42 1.4%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	3 0.1%	269 0.1%	196 0.2%

【表37】 終局区分別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	850 29.1%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	787 92.6%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	1,657 56.7%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	298 10.2%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	116 4.0%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

【表38】 訴訟代理人の選任状況
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	2,150 73.6%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ訴訟代理人	315 10.8%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ訴訟代理人	283 9.7%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	173 5.9%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表39】 上訴率及び上訴事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	41.9%	15.7%	15.9%
上訴事件割合	12.2%	5.8%	8.0%

審理の状況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が6.9回と多いが、平均期日間隔は1.7月でほぼ同程度である（【表40】）。争点整理実施率は71.3%、人証調べ実施率は35.3%といずれも高い（【表41】）。

【表40】 平均期日回数, 平均期日間隔及び争点整理実施率
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均全期日回数	6.9	3.5	4.5
平均口頭弁論期日回数	2.8	2.1	2.2
平均争点整理期日回数	4.1	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	1.7	1.9	1.8
争点整理実施率	71.3%	27.7%	37.0%

【表41】 人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	35.3%	10.3%	18.7%
平均人証数	1.2	0.3	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.4	2.8	2.7

3 刑事第一審訴訟事件の概況

以下では、まず、刑事通常第一審事件全体の概況を示した上で、否認事件の審理の概況を示し、次いで、第3回報告書における分析との連続性・継続性を考慮しつつ、公判前整理手続の状況を概観し、さらに、裁判員制度が施行されたことから、新たに裁判員裁判の審理状況に関する統計データも示すこととする。

もっとも、刑事通常第一審事件については、3.3及び3.4に記載したとおり、以下で掲載した数値等に基づいて、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、今後の動向を引き続き注視していくにとどめることとしたい。

3.1 刑事通常第一審事件の概況

平成22年に終局した刑事通常第一審事件の概況は（【表1】）のとおりである。

平成22年における刑事通常第一審事件の終局人員は6万2840人（実人員^{*1}）、新受人員は8万6387人（延べ人員^{*2}）である。平均審理期間^{*3}は2.9月である。平均審理期間の内訳は、受理から第1回公判期日までの期間^{*4}が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.3月である。

審理期間が3月以内の事件の割合は76.2%、1年を超える事件の割合は1.5%、2年を超える事件の割合は0.1%であった（【図2】）。

審理の状況をみると、平均開廷回数^{*5}は2.5回である。また、平均開廷間隔^{*6}（受理から終局まで）は1.2月、平均取調べ証人数は0.8人、否認率は7.2%、弁護人選任率は99.3%、通訳人を付した外国人事件の割合は5.2%である。

*1 同一被告人につき、複数の起訴があっても審理が併合されている限り1人として計上（審理が分離された場合には累積計上）した人員をいう。

*2 同一被告人につき、複数の起訴があったときは、その都度1人として累積計上した員数をいう。

*3 審理期間とは、これまでの報告書と同様、事件の受理の日から終局の日までの期間（併合事件がある場合は最初の事件を受理した日から終局までの期間）をいう。多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。

*4 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間を控除して算出している。

*5 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理（冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続）を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。

*6 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

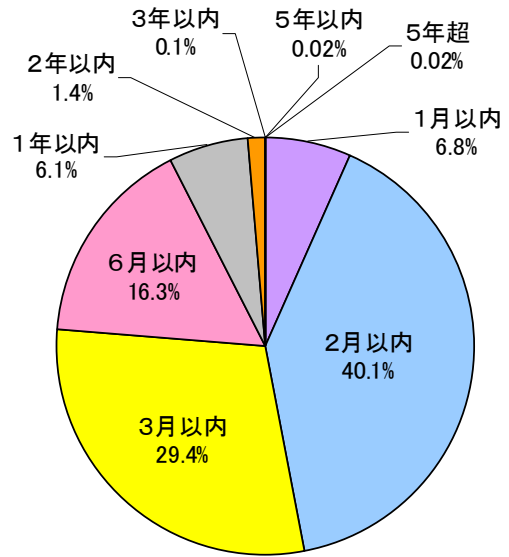
【表1】 刑事通常第一審事件の概況

	通常第一審全体
終局人員(実人員)	62,840
新受人員(延べ人員)	86,387
平均審理期間(月)	2.9
受理から第1回	1.6
第1回から終局	1.3
平均開廷回数(回)	2.5
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)	1.2
平均取調べ証人数(人)	0.8
否認率(%)	7.2
弁護人選任率(%)	99.3
外国人(要通訳)率(%)	5.2
平均証人尋問公判回数(回) ※1	1.1
平均被告人質問公判回数(回) ※2	1.1

※1 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

※2 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

【図2】 審理期間の分布



3. 2 否認事件の審理の概況

平成22年に終局した刑事通常第一審事件のうち否認事件の平均審理期間は8.1月であり、自白事件の平均審理期間(2.5月)の3倍以上である(【表3】)。

平均開廷回数は5.7回であり、全体(2.5回)の2倍以上になっている。これに対し、平均開廷間隔は1.4月であり、全体(1.2月)とそれほど差はない。また、平均取調べ証人数は2.6人であり、全体(0.8人)の3倍以上になっている。証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数(平均証人尋問公判回数)は2.1回(全体では1.1回)、被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数(平均被告人質問公判回数)は1.7回である(同1.1回)。

【表3】 自白・否認別の審理の概況

	全体	自白	否認
平均審理期間(月)	2.9	2.5	8.1
平均開廷回数(回)	2.5	2.3	5.7
平均開廷間隔(月)	1.2	1.1	1.4
平均取調べ証人数(人)	0.8	0.6	2.6
平均証人尋問公判回数(回)	1.1	1.0	2.1
平均被告人質問公判回数(回)	1.1	1.1	1.7

3. 3 公判前整理手続の状況

平成22年に終局した刑事通常第一審事件（6万2840人）のうち、公判前整理手続に付された人員（公判前整理手続に付することが義務付けられている裁判員裁判対象事件^{*7}を含む。）は2117人、同手続の実施率は3.4%であるが、これは、事件数の多い単独事件における実施率が0.4%と著しく低いからである（【表4】）。

公判前整理手続に付された終局人員についての平均審理期間は9.4月であり、うち自白事件総数で7.6月、否認事件総数で11.5月である。なお、公判前整理手続に付されなかった終局人員（6万0723人）についての平均審理期間は2.7月である。

もっとも、公判前整理手続については、安定した実務運用の定着が図られるまでには相当の期間が必要であることなどを考えると、上記数値等に基づいて、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、今後の動向を引き続き注視していくにとどめることとしたい。

【表4】 公判前整理手続の有無別の終局人員及び平均審理期間

	通常第一 審全体	公判前整 理手続に 付されな かった人員	公判前整 理手続に 付された人 員	自白・否認別			合議・単独別		
				自白	否認	その他	合議		単独
							法定合議	裁定合議	
終局人員	62,840	60,723	2,117	1,087	1,011	19	1,777	105	235
公判前整理手続実施率(%)	-	-	3.4	1.9	22.4	1.9	55.0	19.3	0.4
平均審理期間(月)	2.9	2.7	9.4	7.6	11.5	6.3	9.1	13.0	10.6

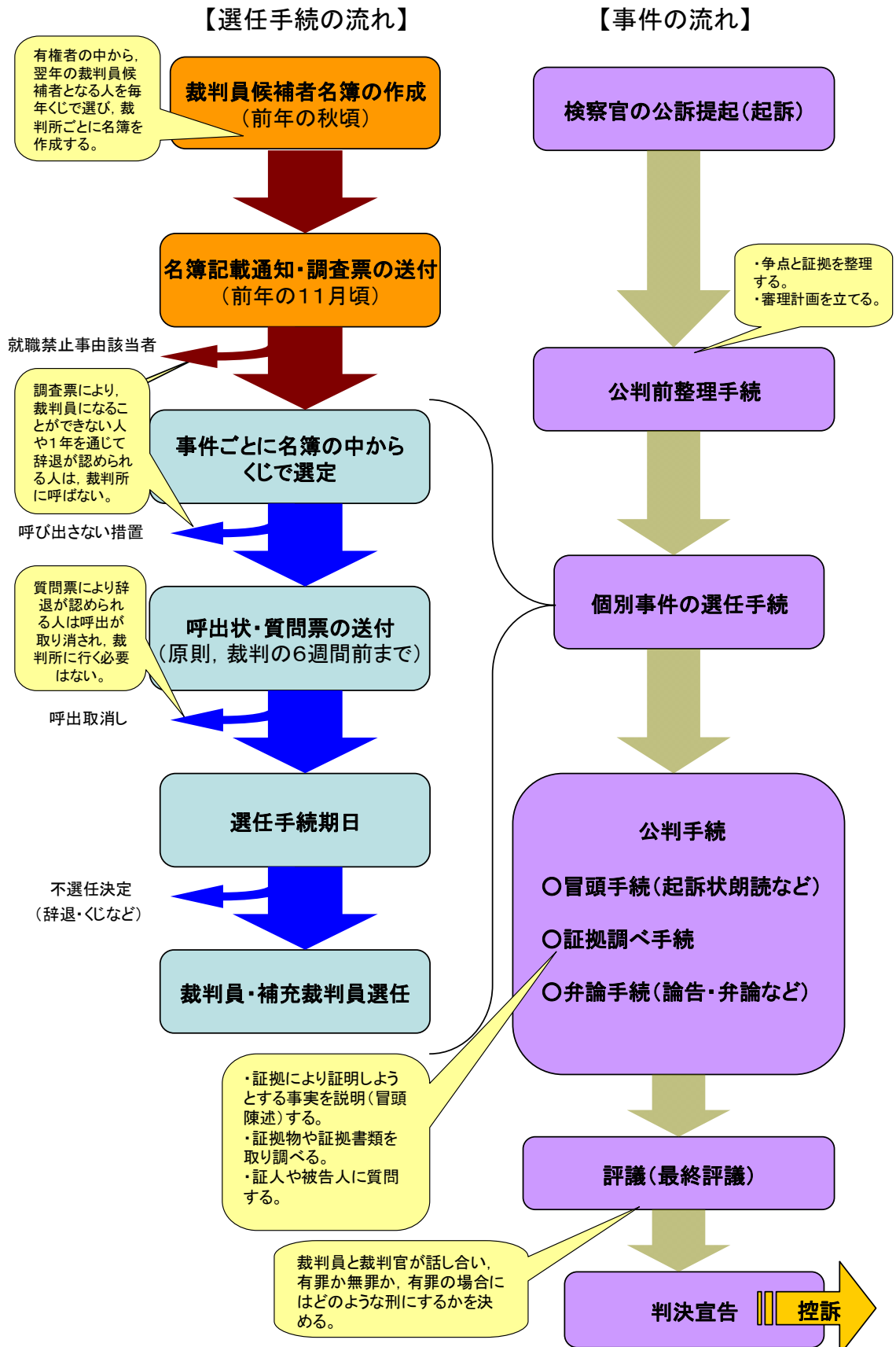
3. 4 裁判員裁判の審理状況

3. 4. 1 裁判員裁判の手続の流れ

裁判員裁判の手続の流れは【図5】のとおりであり、裁判員選任までの手続と公判手続の大きく2つに分けられ、前者の手続は、更に、「名簿記載通知・調査票送付」、「呼出状・質問票送付」及び「選任手続期日当日」の3つの段階に分けられ、後者の手続は、更に、「公判審理」、「評議」及び「判決」の3つの段階に分けられる。

*7 平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された裁判員法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件をいう。

【図5】 裁判員裁判の手の流れ



3. 4. 2 裁判員裁判の実施状況

平成22年に実施された裁判員裁判の実施状況は、【表6】のとおりである。

以下、これについて説明するが、裁判員制度の施行から十分な期間が経過しておらず、終局した事件等の母集団が標準的なものとは言い難いこと、特に経年的な比較については、裁判員制度施行前後で手続構造や実務運用に大きな変化が生じているため、単純に同じ土俵で比較することには無理があること等を考えると、以下で掲載した数値等に基づいて、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、今後の動向を引き続き注視していくにとどめることとしたい。

○ 概要

平成22年の裁判員裁判の終局人員（実人員）は1530人である。新受人員（延べ人員）は1797人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（8万6387人）の2.1%を占めている。

【表6】 裁判員裁判対象事件の概況データ

I 実施状況の概要	終局人員(実人員)	1,530
	新受人員(延べ人員)	1,797
	通常第一審事件の新受人員に占める裁判員裁判対象事件の割合(%)	2.1
II 裁判員等の選任に関する実施状況	選定された裁判員候補者の数	126,455
	辞退が認められた裁判員候補者の数	66,977
	辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)	53.0
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	48,422
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率(%)	80.6
	選任された裁判員の数*	8,673
	選任された補充裁判員の数*	3,067
III 裁判員の参加する公判手続の実施状況	平均審理期間(月)	8.3
	公判前整理手続期間	5.5
	それ以外	2.8
	平均公判前整理手続期日回数(回)	4.4
	平均開廷回数(回)	3.8
	平均開廷時間(分)*	649.6
	平均取調べ証人数(人)*	2.1
	平均評議時間(分)	504.4
	自白事件	438.8
	否認事件	623.4

※ II及びIIIについて、*は終局件数ベースで、それ以外は判決人員ベースで算出した。

○ 裁判員等の選任に関する実施状況

裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者（12万6455人）のうち、

53.0%に当たる6万6977人について辞退が認められており、辞退判断が柔軟に行われていることがうかがえる。選任手続期日に出席した裁判員候補者の数は4万8422人であり、出席率は80.6%という高水準に達している。

選任された裁判員は8673人であり、補充裁判員は3067人である。

○ 裁判員の参加する公判手続の実施状況

平均審理期間は8.3月であり、うち公判前整理手続期間は5.5月、それ以外に要した期間が2.8月である。

平均公判前整理手続期日回数は4.4回である。

平均開廷回数は3.8回，平均開廷時間^{*8}は649.6分である。平均取調べ証人数は2.1人である。

平均評議時間は504.4分であり，自白事件（438.8分）よりも否認事件（623.4分）の方が約185分長くなっている。

*8 開廷時間とは，公判期日及び刑事訴訟法 281 条に基づく証人尋問等の公判準備に要したすべての時間（ただし，評議の時間は含まない。）をいう。

4 家事事件の概況

4. 1 家事事件の概況

平成22年に終局した家事事件の事件数は、事件の種類別にそれぞれ、甲類審判事件が61万8281人、乙類審判事件が1万7743件、乙類調停事件が6万6028件、乙類以外の調停事件が7万2889件である（【表1】）。

【表1】 家事事件の事件数及び平均審理期間

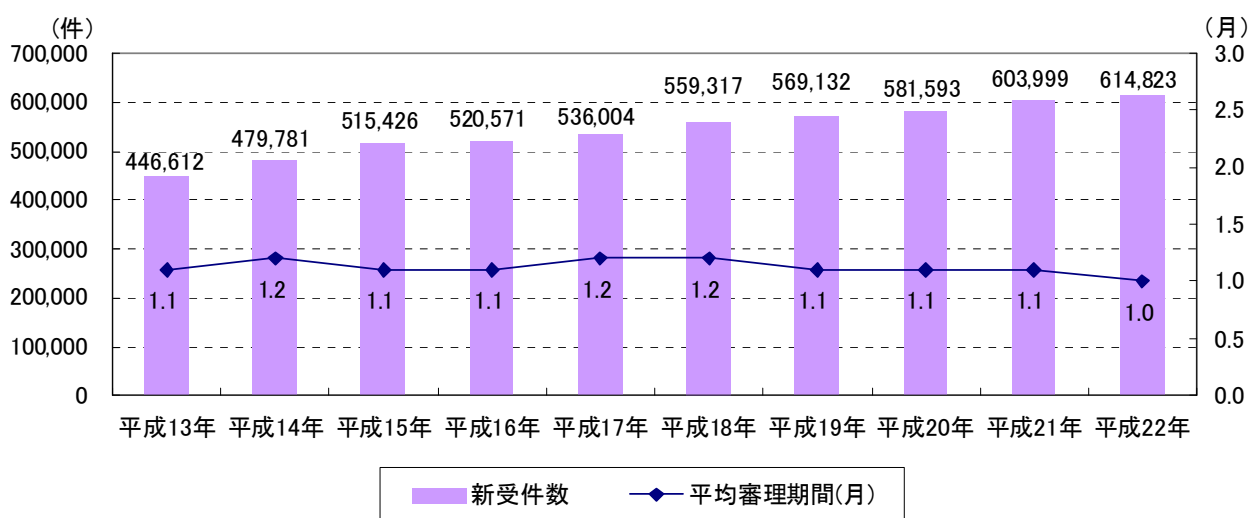
事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
事件数	618,281	17,743	66,028	72,889
平均審理期間(月)	1.0	5.0	5.1	4.3

新受件数は、甲類審判事件が61万4823人、乙類審判事件が1万8514件、乙類調停事件が6万7034件、乙類以外の調停事件が7万3523件である（【図2】から【図4】まで）。

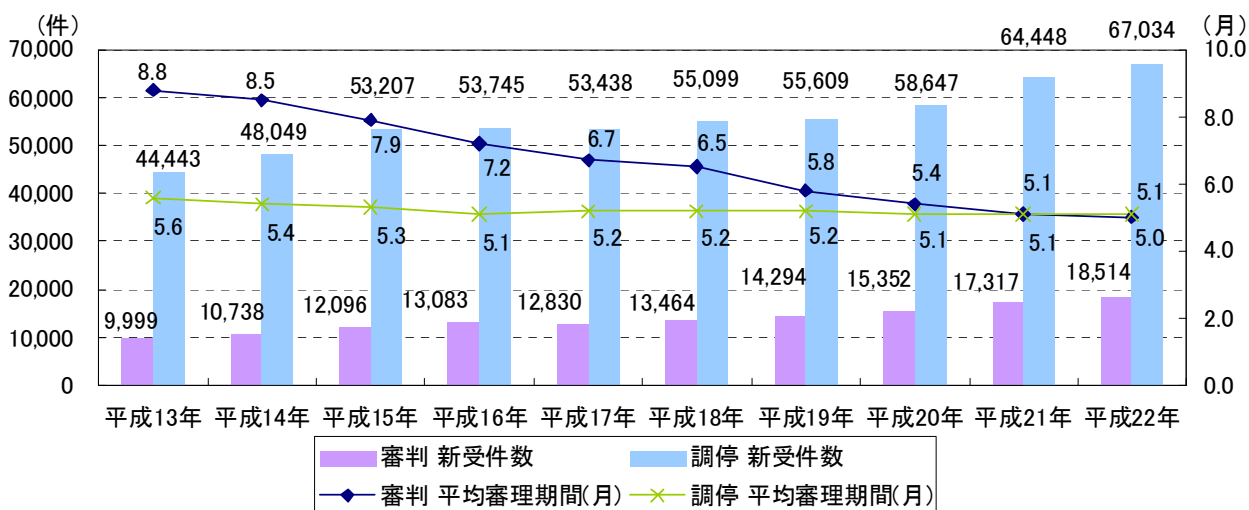
平均審理期間は、甲類審判事件が1.0月、乙類審判事件が5.0月、乙類調停事件が5.1月、乙類以外の調停事件が4.3月である。

平成11年以降の平均審理期間の推移をみると、甲類審判事件については、おおむね1.1月で横ばいである。乙類審判事件及び乙類調停事件は、いずれも短縮化傾向にあり、特に乙類審判事件の短縮化の程度が大きく、平成22年の平均審理期間は平成13年（8.8月）から3.8月短縮した。乙類以外の調停事件は、4.2月前後でおおむね横ばいである。

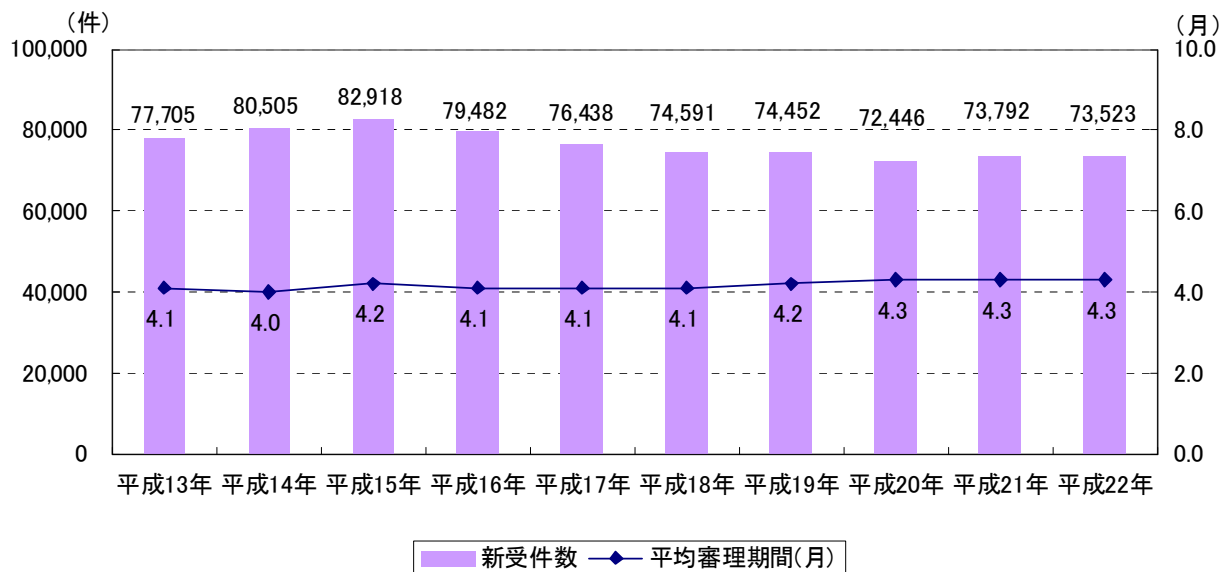
【図2】 甲類審判事件の新受件数と平均審理期間の推移



【図3】 乙類事件の新受件数と平均審理期間の推移



【図4】 乙類以外の調停事件の新受件数と平均審理期間の推移



審理期間が2年を超える事件の割合は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%である（【表5】）。

【表5】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
6月以内	608,698 98.5%	13,741 77.4%	49,792 75.4%	59,171 81.2%
6月超 1年以内	7,573 1.2%	2,569 14.5%	11,732 17.8%	11,839 16.2%
1年超 2年以内	1,793 0.3%	956 5.4%	3,715 5.6%	1,786 2.5%
2年超	217 0.04%	477 2.7%	789 1.2%	93 0.1%

4. 2 遺産分割事件の概況

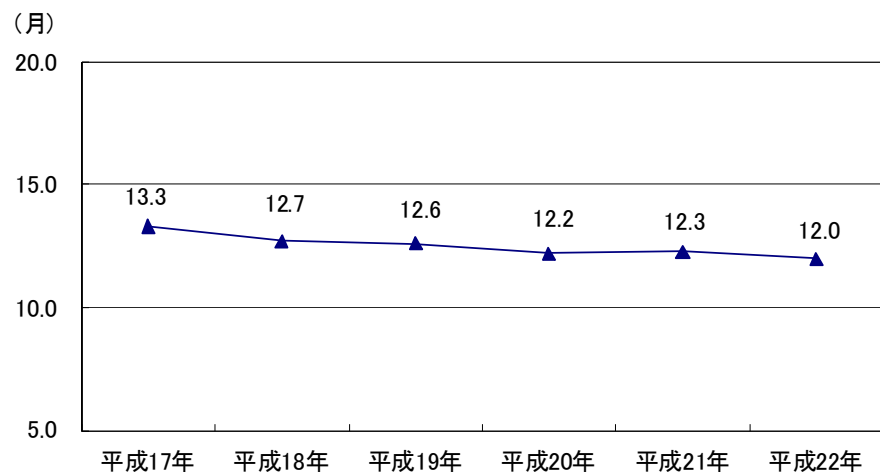
家事事件の中でも、遺産分割事件の平均審理期間は、他の家事事件と比べて長く、平均で12.0月の審理期間を要している実情にあるので、特に遺産分割事件についての概況を示す。

平成22年に既済となった遺産分割事件の事件数^{*1}は1万0849件である（【表6】）。平均審理期間は12.0月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より3.7月長いが、その推移をみると短縮化傾向にある（【図7】）。

【表6】 遺産分割事件の事件数及び平均審理期間（民事第一審訴訟事件との比較）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	10,849	227,435	91,541
平均審理期間(月)	12.0	6.8	8.3

【図7】 平均審理期間の推移(遺産分割事件)



*1 審判，調停の両手続を経た事件についても、これらを通じて1件として計上した数値であり，平均審理期間，平均期日回数及び平均期日間隔等の既済事件に関する統計データは，すべてこの計上方法に基づき計算している。

審理期間が2年を超える事件は全体の1割弱ある（【表8】）。また、6割以上の事件が調停成立で終局しており、認容、却下又は分割禁止の審判に至る事件は、全体の1割程度である（【表9】）。

【表8】 遺産分割事件の審理期間別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟事件との比較）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	4,048 37.3%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超 1年以内	3,518 32.4%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超 2年以内	2,292 21.1%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超 3年以内	556 5.1%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超	435 4.0%	2,128 0.9%	1,538 1.7%

【表9】 遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合

調停成立	6,879 63.4%
調停をしない	83 0.8%
取下げ	2,659 24.5%
当然終了	30 0.3%
認容	1,136 10.5%
却下	54 0.5%
分割禁止	8 0.1%

調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は6.0回であり、平均期日間隔は2.0月である（【表10】）。

【表10】 遺産分割事件の平均期日回数及び平均期日間隔（民事第一審訴訟事件との比較）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	6.0	3.5	4.5
平均調停期日回数	5.3		
平均審判期日回数	0.7		
平均期日間隔(月)	2.0	1.9	1.8

5 最高裁判所における訴訟事件の概況

5. 1 民事・行政訴訟事件の概況

5. 1. 1 民事訴訟事件の概況

○ 新受件数

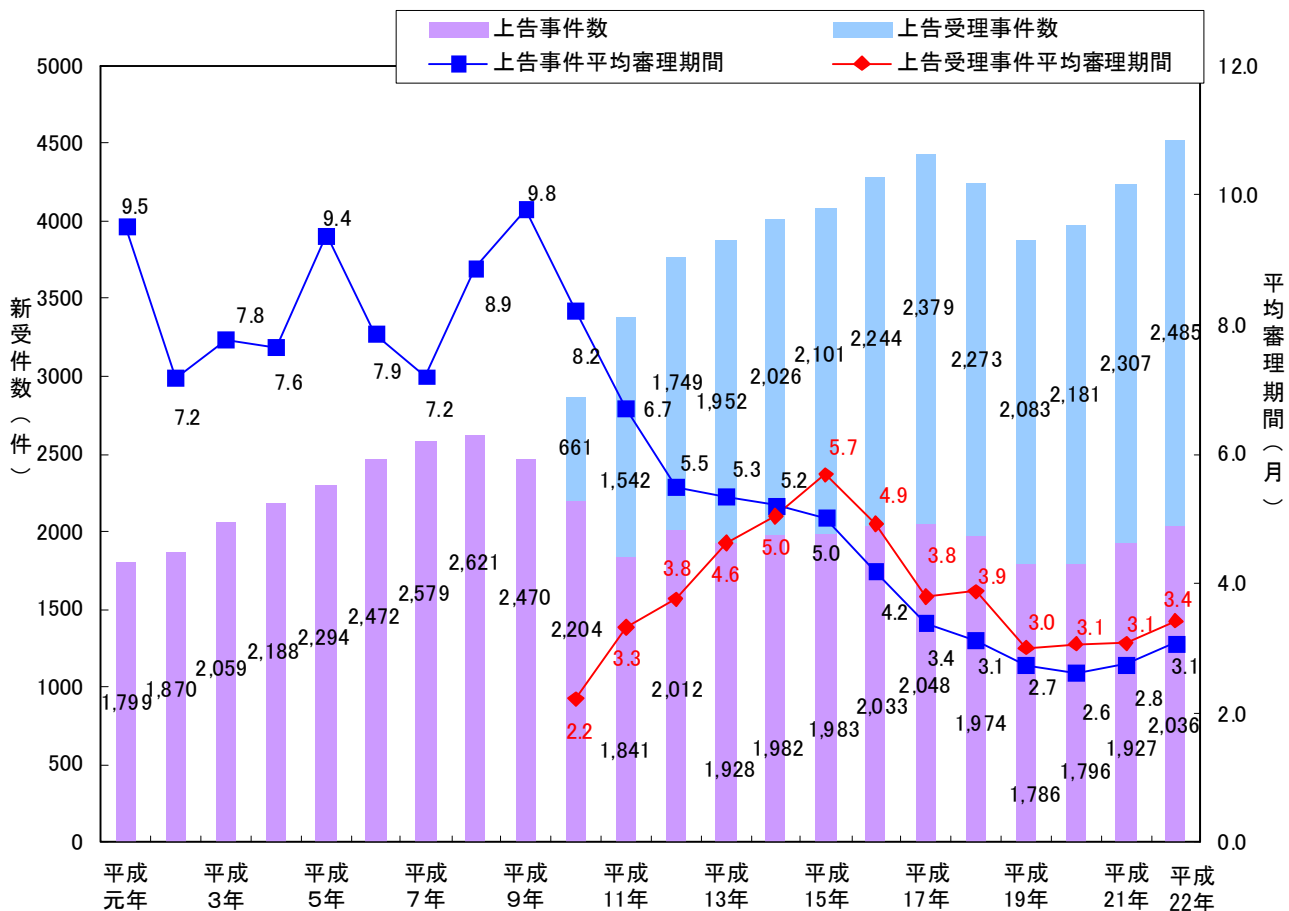
平成22年の新受件数は、上告事件が2036件、上告受理事件が2485件であり、その合計数は4521件に上る（【図1】）。新受件数の経年推移をみると、上告事件は、平成9年から現行民事訴訟法^{*1}が施行された翌年である平成11年まで減少したものの、平成12年に増加に転じ、平成13年以降は1700件台の後半から2000件台の前半を推移している。上告受理事件は、平成17年をピークとしていったん減少に転じたものの、平成20年以降再び増加している。平成22年における上告受理事件の新受件数（2485件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（2470件）を超えた上、平成22年の件数は、同年における上告事件の新受件数と合算すると、平成9年の上告事件の件数の1.8倍を超える。

○ 平均審理期間

平均審理期間は、上告事件が3.1月、上告受理事件が3.4月である。上告事件は平成10年以降、上告受理事件は平成16年以降、平成19年にかけておおむね短縮化傾向にあったが、平成20年以降は、いずれの事件についても、横ばいないし微増の傾向を示している。

*1 平成8年の民事訴訟法改正（平成10年1月1日施行）前は、憲法違反のほか、広く原判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反が上告理由として規定されていたが、最高裁判所が、憲法問題や重要な意義を有する法令解釈の問題について速やかな判断を示し、その本来の責務を十分に果たすことができるようにするために、上告理由が憲法違反及び重大な手続法違反に制限された一方で、法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件についてすることができる上告受理制度が新設された（法務省民事局参事官室編「一問一答・新民事訴訟法」341頁、343頁、346頁参照）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移(上告事件及び上告受理事件)



- ※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの(高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等)が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。なお、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件に当たらないものは、平成18年以降、年間2件から20件程度である。
- ※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す(以下同じ。)
- ※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものの双方を含む。

○ 審理期間及び終局区分別の事件数及び事件割合

まず、上告事件の審理期間については、総数(1859件)の77.7%に当たる事件(1445件)が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の0.2%(4件)にとどまっている(【表2】)。また、終局区分別にみると、総数(1859件)のうち98.7%(1835件)が決定(却下決定又は棄却決定)で終局しており、そのうちの78.1%(1433件)が3月以内に終局している。

次に、上告受理事件の審理期間については、総数（2247件）の73.7%（1657件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の0.4%（10件）にとどまっている。また、終局区分別に見ると、総数（2247件）のうち96.4%（2166件）が上告不受理決定で終局しており、そのうちの75.6%（1638件）が3月以内に終局している。

【表2】審理期間別の事件数及び事件割合(上告事件及び上告受理事件)

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
事件数	1,859	3	4	1,835	10	7
平均審理期間(月)	3.1	9.0	11.3	3.0	3.0	7.3
3月以内	1,445 77.7%	-	-	1,433 78.1%	8 80.0%	4 57.1%
3月超6月以内	219 11.8%	2 66.7%	-	217 11.8%	-	-
6月超1年以内	111 6.0%	-	3 75.0%	105 5.7%	2 20.0%	1 14.3%
1年超2年以内	80 4.3%	1 33.3%	1 25.0%	76 4.1%	-	2 28.6%
2年超	4 0.2%	-	-	4 0.2%	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
事件数	2,247	12	43	2,166	16	10
平均審理期間(月)	3.4	16.3	16.6	3.1	2.8	5.6
3月以内	1,657 73.7%	-	-	1,638 75.6%	12 75.0%	7 70.0%
3月超6月以内	296 13.2%	-	1 2.3%	293 13.5%	2 12.5%	-
6月超1年以内	171 7.6%	5 41.7%	13 30.2%	150 6.9%	2 12.5%	1 10.0%
1年超2年以内	113 5.0%	5 41.7%	23 53.5%	83 3.8%	-	2 20.0%
2年超	10 0.4%	2 16.7%	6 14.0%	2 0.1%	-	-

5. 1. 2 行政訴訟事件の概況

○ 新受件数

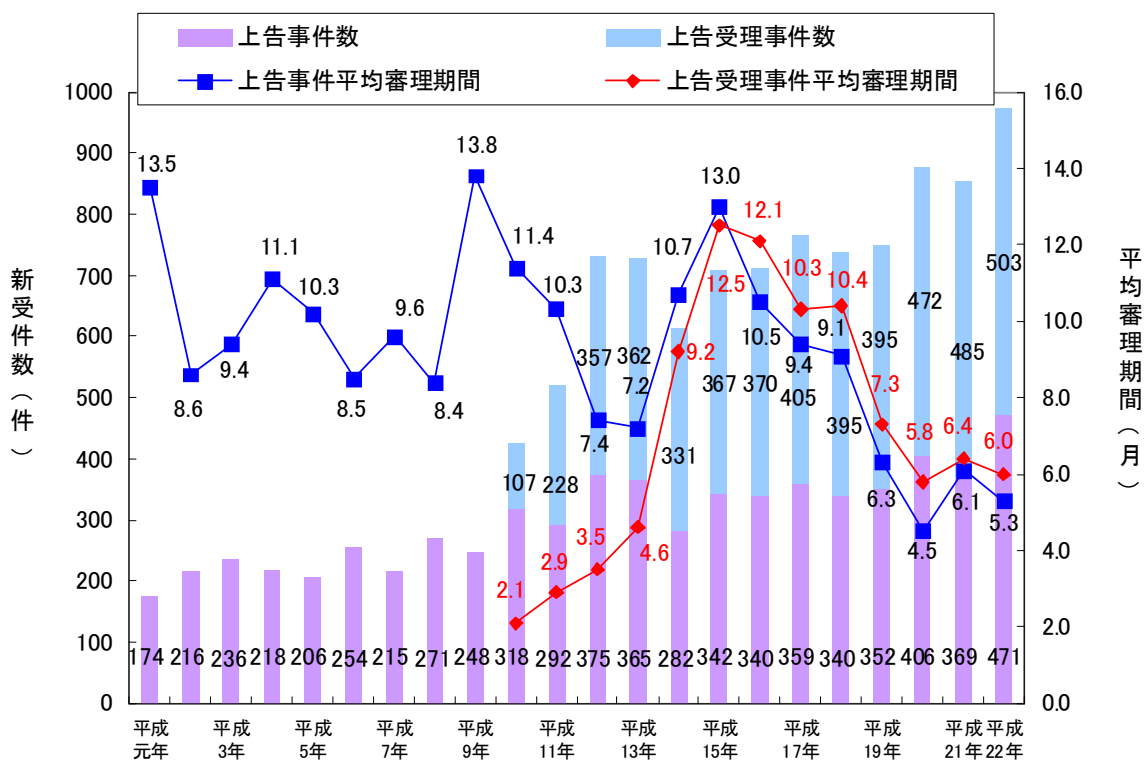
平成22年の新受件数は、上告事件が471件、上告受理事件が503件であり、その合計数は974件に上る（【図3】）。新受件数の経年推移をみると、上告事件は、平成元年から増減を繰り返しながら、おおむね増加傾向にある。上告受理事件は、平成12年以降おおむね300件台後半から

400件前後で推移していたが、平成20年に急増した後、増加を続けている。

○ 平均審理期間

平均審理期間は、上告事件が5.3月、上告受理事件が6.0月である。平均審理期間は、上告事件、上告受理事件とも平成16年以降平成20年にかけて、おおむね短縮化傾向にあったが、それ以降は下げ止まりの傾向を示している。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(上告事件及び上告受理事件)



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものの双方を含む。

○ 審理期間及び終局区分別の事件数及び事件割合

まず、上告事件の審理期間については、総数（408件）の59.6%に当たる事件（243件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の2.0%（8件）にとどまっている（【表4】）。また、終局区分別にみると、総数（408件）のうち97.5%（398件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局しており、そのうちの60.6%（241件）が3月以内に終局している。

次に、上告受理事件の審理期間については、総数（491件）の52.7%（259件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の1.6%（8件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（491件）のうち93.7%（460件）が上告不受理決定で終局しており、そのうちの56.1%（258件）が3月以内に終局している。

【表4】 審理期間別の事件数及び事件割合(上告事件及び上告受理事件)

＜上告事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
事件数	408	5	3	398	2	-
平均審理期間(月)	5.3	11.7	20.5	5.0	11.3	-
3月以内	243 59.6%	1 20.0%	1 33.3%	241 60.6%	-	-
3月超6月以内	56 13.7%	2 40.0%	-	53 13.3%	1 50.0%	-
6月超1年以内	59 14.5%	-	-	59 14.8%	-	-
1年超2年以内	42 10.3%	1 20.0%	-	40 10.1%	1 50.0%	-
2年超	8 2.0%	1 20.0%	2 66.7%	5 1.3%	-	-

＜上告受理事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
事件数	491	4	19	460	7	1
平均審理期間(月)	6.0	21.0	20.7	5.1	8.6	30.0
3月以内	259 52.7%	-	-	258 56.1%	1 14.3%	-
3月超6月以内	66 13.4%	-	-	65 14.1%	1 14.3%	-
6月超1年以内	96 19.6%	-	3 15.8%	89 19.3%	4 57.1%	-
1年超2年以内	62 12.6%	3 75.0%	11 57.9%	47 10.2%	1 14.3%	-
2年超	8 1.6%	1 25.0%	5 26.3%	1 0.2%	-	1 100.0%

5. 1. 3 まとめ

以上を前提に、民事・行政訴訟事件の審理の状況について総括すると、基本的には、15名の裁判官で、極めて多数の事件を相当迅速に審理していることが見て取れる。

もっとも、新受件数の推移をみると、上告受理事件の件数のみをみても、平成22年においては、現行民事訴訟法施行前の上告事件の件数を超えている上、これに加えて、現行民事訴訟法施行後の上告事件の件数も、施行直後の平成10年及び平成11年は減少傾向にあったものの、平成12年に

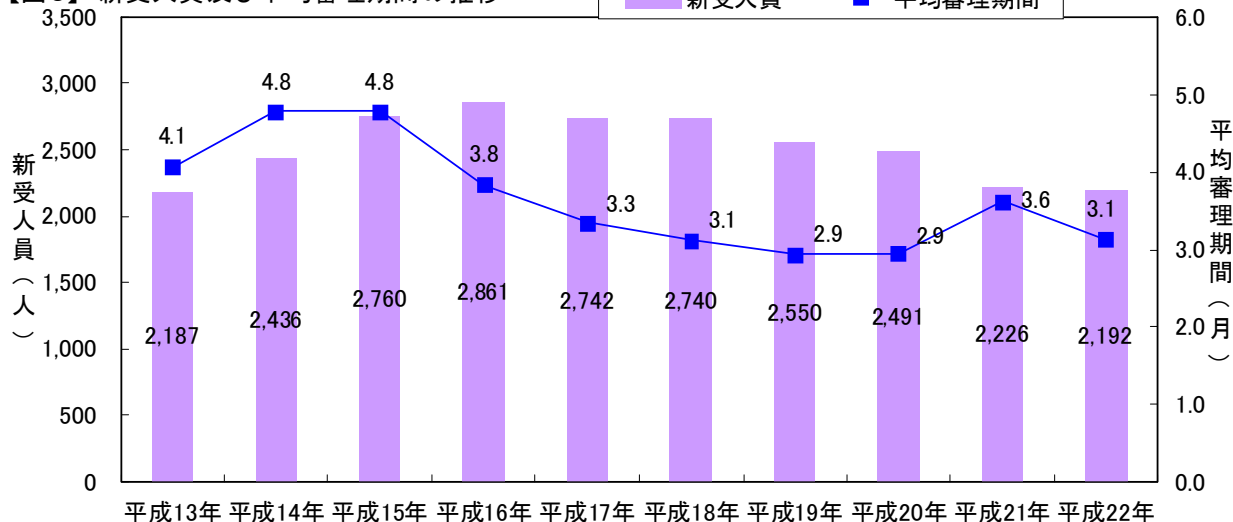
は増加に転じ、平成22年においても依然として高水準にあり、これらを踏まえると、最高裁判所が真に重要な法律問題に十分な力を注げるようにすることを企図した現行民事訴訟法の趣旨にかなった状況にはなっていないのではないかと考えられる。また、前述のとおり、上告事件の大半が決定により棄却されている上、上告受理事件も、その大半が上告不受理決定により終局していること等に照らすと、最高裁判所における力の相当程度が、真に重要な法律問題を抱える事件ではなく、憲法違反等の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない上告事件や、単なる認定非難をいうものにすぎず重要な法律問題を含まない上告受理事件の処理に割かれている可能性があるようにも思われる。

5. 2 刑事訴訟事件の概況

平成22年の上告事件の新受人員は2192人である（【図5】）。新受人員の経年推移をみると、平成13年から平成16年まで増加し、平成17年以降は緩やかに減少し、平成22年は平成13年とほぼ同水準になった。

平成22年の上告事件の平均審理期間は3.1月である。平均審理期間の経年推移をみると、平成16年から平成20年にかけて短縮化した後、平成21年にやや長期化したのが、平成22年には再び短縮化した。平成16年以降、全体の9割以上の事件が6月以内に終局しており、おおむね迅速に処理されているといえる。

【図5】 新受人員及び平均審理期間の推移



平成22年の上告事件の終局人員総数は2148人である（【表6】）。審理期間については、全体の8割強の事件が3月以内に、9割以上の事件が6月以内にそれぞれ終局している。終局区分の内訳に見ると、上告棄却による終局人員（1709人）は総数（2148人）の約8割を占め、取下げによる終局人員（430人）は総数の約2割を占めている。なお、上告棄却により終局した人員の平均審理期間は3.6月である。

【表6】 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	2,148	1	2	1,709	6	430
平均審理期間(月)	3.1	30.0	39.0	3.6	2.9	1.0
1月以内	261 12.2%	-	-	-	2 33.3%	259 60.2%
1月超2月以内	457 21.3%	-	-	312 18.3%	2 33.3%	143 33.3%
2月超3月以内	1,106 51.5%	-	-	1,082 63.3%	-	24 5.6%
3月超6月以内	206 9.6%	-	-	203 11.9%	1 16.7%	2 0.5%
6月超1年以内	49 2.3%	-	-	46 2.7%	1 16.7%	2 0.5%
1年超2年以内	42 2.0%	-	-	42 2.5%	-	-
2年超	27 1.3%	1 100.0%	2 100.0%	24 1.4%	-	-

6 裁判の適正・充実・迅速化を 推進するために必要な施策等

6. 1 総論

6. 1. 1 第3回報告書までの迅速化検証の経過

第3回報告書では、民事訴訟事件については、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、長期化要因につき、それまでの2回にわたる検証結果を踏まえつつ、統計データによる分析はもとより、弁護士ヒアリング結果、裁判官ヒアリング結果、各種文献等による実証的な裏付け作業を行い、(1)民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を、①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に大別して分析・整理するとともに、(2)医事関係訴訟、建築関係訴訟といった一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型に特有の長期化要因、及び、家事事件の中で審理に時間を要する遺産分割事件の長期化要因についても、分析・整理した。そして、以後の検証において、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえ（同法1条及び2条）、長期化要因の妥当性等を継続的に検証するとともに、それを解消するために必要な施策について検討していく方向性を示したところである（第3回報告書概況・資料編4頁参照）。

6. 1. 2 第4回報告書に向けた検証の基本方針

施策を検討するに当たっては、迅速化法が基盤整備法であり、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うことを求めていること（同法2条1項・2項、8条1項）も踏まえると、単に裁判手続に内在する制度、運用、態勢面における要因のみならず、社会・経済的背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因についても、幅広く考慮に入れることが重要である。もっとも、それらの要因は、多方面かつ多岐にわたるため、短期間に網羅的に検討を深めることは困難であるので、今回の検討に当たっては、まずは、裁判の適正・充実・迅速化に直接関係する裁判手続に内在する長期化要因から検討を進めることとした。具体的には、長期化要因について統計データ等による経年的な分析を続け、その妥当性等を

継続的に確認しながら、民事訴訟事件・家事事件を中心に、考えられる施策について、総合的に検討していくこととした。

なお、刑事訴訟事件については、平成21年5月21日に我が国の刑事訴訟手続に大きな変容をもたらす裁判員制制度が施行され、いまだ十分な時日が経過していないことから、現時点において新たな施策を検討するのではなく、当面は、同制度施行後の運用状況を見ていくのが相当である。

6. 1. 3 施策検討の手法及び施策の概要

本報告書では、以上の基本方針のもと、長期化要因の妥当性等についての継続的な検証結果を前提としつつ、第3回報告書で分析・整理した長期化要因を更に整理するとともに、裁判の適正・充実・迅速化の推進に必要な施策を、制度・運用面の施策と態勢面の施策に大別し、さらに制度・運用面の施策については、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関するものと民事訴訟事件・家事事件の中で長期化しがちな事件類型に特有の長期化要因に関するものに区分し、態勢面の施策については、裁判所に関するものと弁護士に関するものに区分けして検討することにした。

なお、特に、態勢面に関する施策検討の参考にするために、1記載のとおり、検証検討会における議論と並行して、実情調査を実施した。

このようにして行われた検証検討会における議論及び実情調査の結果並びに6. 2で記載する長期化要因の継続的検証の結果を踏まえて、考えられる施策の概要を分類整理したものが、【図1】である。考えられる施策は、前述のとおり、(1)制度・運用面の施策と、(2)態勢面の施策に分類・整理されるが、これらはいずれも重要性の高いものであって、いわば車の両輪の関係にあるといえる（迅速化法2条1項参照）^{*1}。

このうち、運用面の施策については、これまでに様々な運用改善の試みが既に実施されており、今回、挙げられたものも、その多くは、これまでの試みの延長線上に位置づけられるものと考えられるが、引き続き関係者による取組を粘り強く進めていくことが必要であろう。

もともと、これまでの様々な運用改善によって既に相応の成果が上がっていることもあり、既存の制度を前提にしたまま運用面の改善方策のみで裁判の適正・充実・迅速化を進めることは、困難な状況になりつつあることが窺われる。このような運用面における関係者の取組を支えるのは「制度及び体制の整備」（同法2条1項）である。そこで、裁判の適正・充実・迅速化を推進するための施策を実施するため必要な「法制上の措置」（同法4条）が講じられることは、運用面の

*1 なお、これらの施策は、検証検討会における議論に基づき、裁判の適正・充実・迅速化を図る上で有効であると考えられるものを、できる限り広範に取り上げ整理したものである。今後、これらの施策を進めるに当たっては、別途、関係機関、団体等における十分な検討が必要になることはいうまでもない。

施策を進める上でも有用なものと考えられる。

また、裁判所に持ち込まれる紛争の量・質が大きく変化し、裁判所の負担が著しく増加している中で、裁判官等の繁忙度がこれ以上増すことが裁判の迅速化や適正・充実化にとってマイナス要因となることは、検証検討会における議論や、実情調査の過程で、関係者の共通認識となっていることにかんがみれば、紛争をより一層適正迅速に処理し、国民の期待にこたえるためには、迅速化法の基本的枠組に従い、前記の制度・運用面の施策に加えて、裁判所の人的態勢の整備等を中心とした態勢面の施策を着実に実現していくことが欠かせないものと考えられる。

以上のような観点から、【図1】記載の施策については、「制度・運用面」の施策と「態勢面」の施策をできる限りバランスよく整理するよう心がけた。

6. 1. 4 今後の検証作業に向けて

今回の長期化要因及びそれに関する施策の検討は、いわば司法固有の領域からのアプローチであり、そのことだけで完結的に問題が解決されるのではない。真に実効性あるものとして裁判の適正・充実・迅速化を推進するためには、単に裁判手続に内在する制度、運用、態勢面における要因に即して施策を進めていくだけでなく、裁判手続外の社会的な要因についても考察を及ぼして、その問題の構造を把握し、裁判の合理的な運営に及ぼす影響等を検討しておく必要があると思われる。そこで、今後の検証作業においては、これらの論点も含めて、更に総合的、客観的かつ多角的に裁判の適正・充実・迅速化の推進に向けた検討を行っていく予定である。

【図1】

裁判の適正・充実・迅速化の推進に必要な施策

制度・運用面

民事訴訟事件一般に関する施策

争点整理関係

証拠収集関係

専門的知見関係

複雑困難事案等
関係

その他

個別の事件類型に関する施策

医事関係訴訟

建築関係訴訟

労働関係訴訟

遺産分割事件

態勢面

裁判所に関する施策

裁判官の人的態勢の
整備

その他の裁判所職員の態勢
整備

合議体による審理の
積極的な活用

物的態勢の整備

弁護士に関する施策

弁護士へのアクセス

弁護士の執務態勢

外在的基盤

長期化要因の継続的検証

第3回報告書においては、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因及び個別の事件類型に特有の長期化要因を整理、分析した。今回の検証においては、長期化要因を解消するための施策について、総合的に検討したところであるが、そのような施策検討をするに際しては、第3回報告書で明らかになった長期化要因が現時点においても引き続き妥当性を有していること等を、実情調査の結果や最新の統計データ等に即して確認することとした。

そこで、施策を検討する対象となった長期化要因^{*2}について、改めてその妥当性等を検証したところ、この2年間で第3回報告書における分析・整理の前提に大きな変化は生じておらず、第3回報告書で明らかになった長期化要因は、基本的に現時点においても妥当することが確認できた。

また、裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因については、第3回報告書においては長期化要因となっている可能性があることを指摘するのに止まっていたところであるが、今回、実情調査の結果や最新の統計データ等をも踏まえつつ更に検討を深めたところ、長期化要因となっている可能性が高いことが確認できた^{*3}。

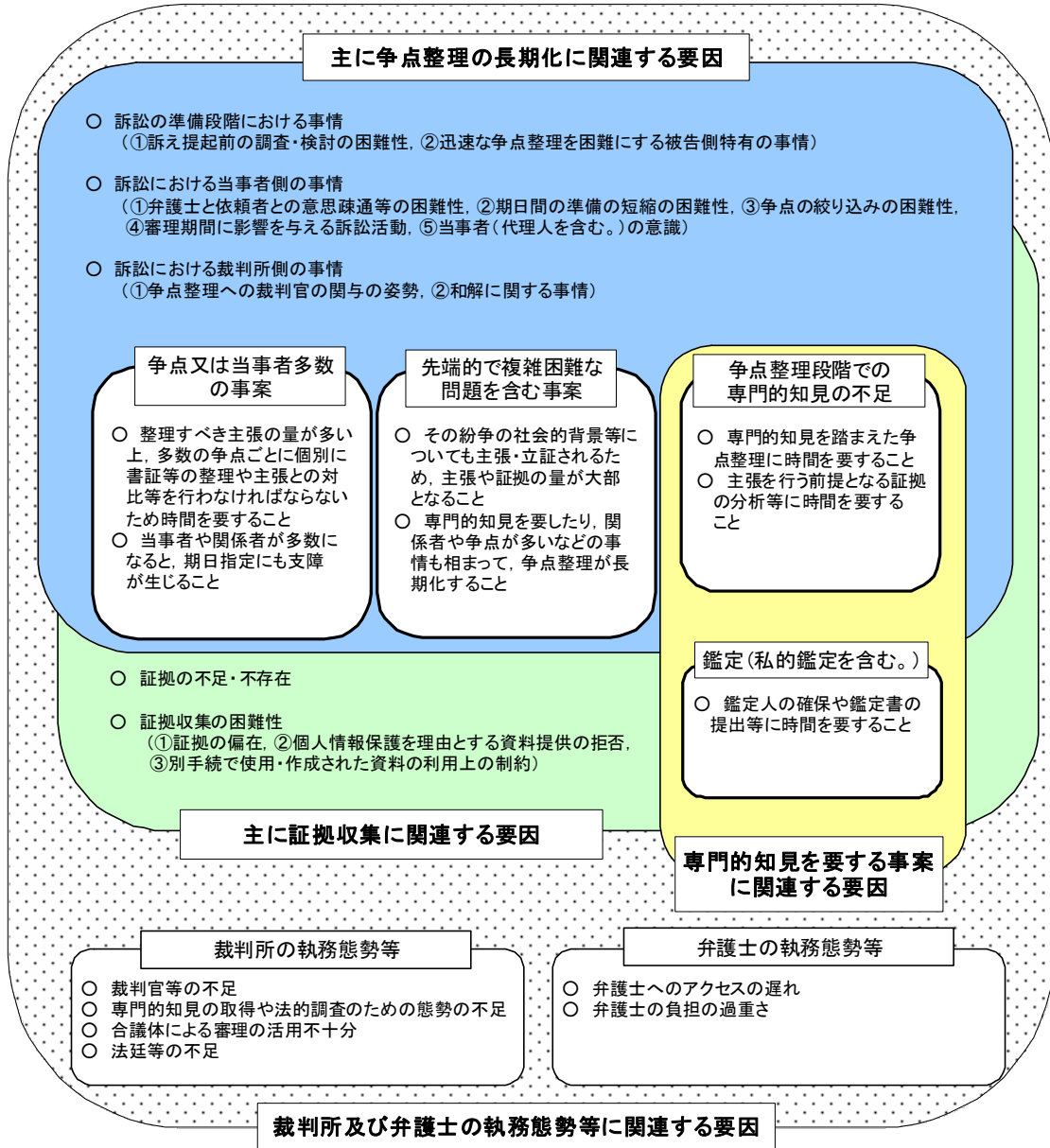
このようにして妥当性等が検証された長期化要因を改めて図示したものが、【図2】である。

*2 知的財産権訴訟に関する長期化要因については、検証検討会において、同訴訟については既に実施されている施策に加えて独自に新たな施策を検討するまでの必要はないとされたので、ここでいう施策を検討する対象となった長期化要因には該当しない(後記 57 頁の(参考)を参照)。

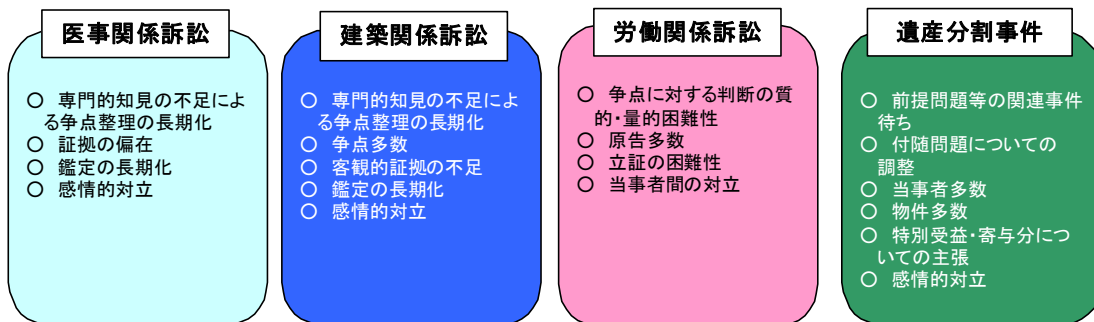
*3 詳細は 61 頁の「6. 5 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策」を参照。

【図2】 民事訴訟事件の長期化要因

< 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因 >

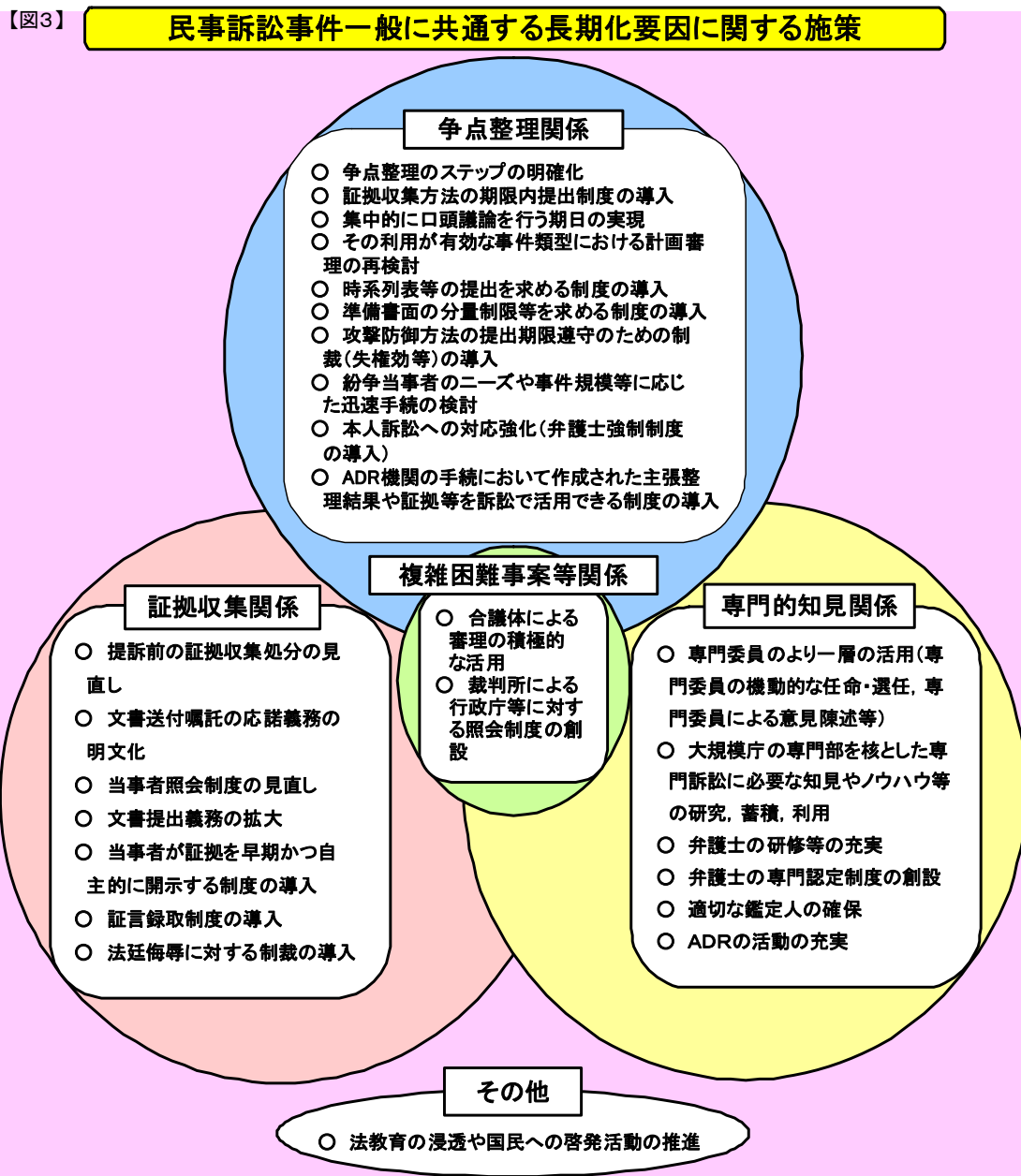


< 個別の事件類型に特有の長期化要因 >



に関する施策

民事訴訟一般に共通する長期化要因として、主に争点整理の長期化に関連する要因、主に証拠収集に関連する要因、専門的知見を要する事案に関連する要因並びに争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因が挙げられるところ、以下、これらの長期化要因に関する施策を説明する。これらの施策をまとめて図示したものが、【図3】である。



6. 3. 1 主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策

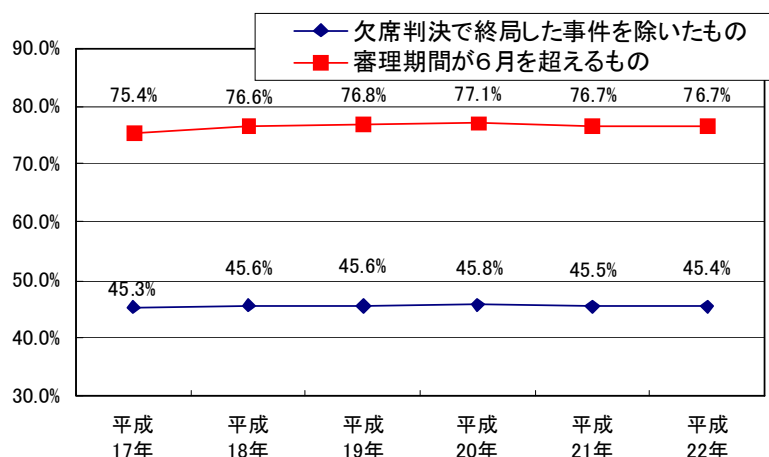
6. 3. 1. 1 主に争点整理の長期化に関連する長期化要因

争点整理実施率の高さ、審理期間全体に占める争点整理期間の割合の高さ等に照らし、争点整理に充てられる期間の長期化が審理期間全体の長期化の大きな要素であると考えられる。争点整理期間が長期化する要因としては、(1)訴訟の準備段階における事情として、①訴え提起前の調査・検討の困難性、②迅速な争点整理を困難にする被告特有の事情の存在が、(2)訴訟における当事者側の事情

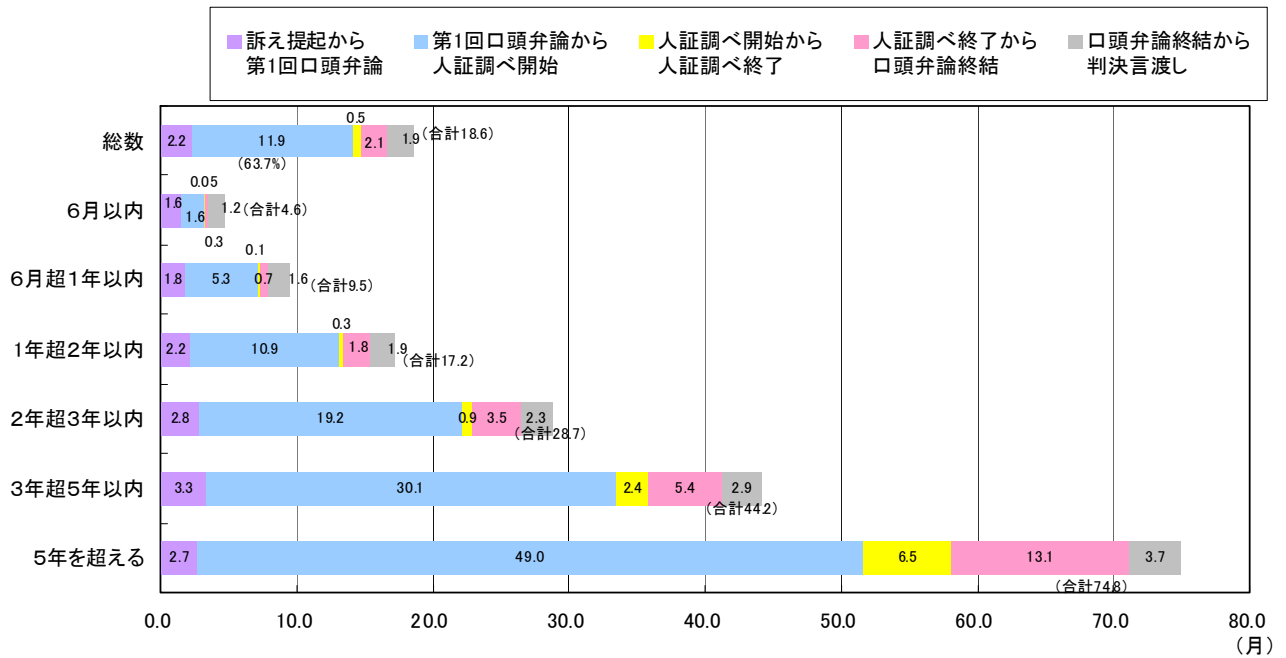
として、①弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性、②期日間の準備の短縮の困難性、③争点の絞り込みの困難性、④審理期間に影響を与える訴訟活動、⑤当事者（代理人を含む。）の意識の存在が、(3)訴訟における裁判所側の事情として、①争点整理への裁判官の関与の姿勢、②和解に関する事情の存在が、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【図4】争点整理実施率(民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図5】人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況
(民事第一審訴訟(全体))



6. 3. 1. 2 争点整理のステップを意識して進めていくための施策

○ 争点整理のステップの明確化

争点整理を効率的・効果的に行うために、①証拠収集・主張提出段階、②争点議論段階、③争点確定段階の3つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスを可能にする方策について検討を進める。

○ その利用が有効な事件類型における計画審理の再検討

計画審理が合理的な審理を行う上で有効と考えられる類型の事件において、計画審理の利用が進んでない原因を分析しつつ、利用促進の可能性について検討を進める。

6. 3. 1. 3 訴え提起後の比較的早期の段階において証拠を収集する制度

○ 証拠収集方法の期限内提出制度の導入

文書提出命令、文書送付嘱託、調査嘱託等の証拠収集方法について、早期の申立てが困難な場合があることを考慮しつつも、主張整理に必要な資料が早期に提出されないという訴訟の合理的な進行のマイナス要因の解消に向けて、原則として、前記の証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度を導入することができないか検討を進める。

6. 3. 1. 4 口頭の議論を活性化させるための施策

○ 集中的に口頭議論を行う期日の実現

現在の実務で、実質的な争点のある事件の争点整理期日において十分に口頭議論がされているかを分析し、期日が活性化されていない場合にはその原因を分析し、必要があれば、前記の争点議論段階において、弁論準備手続の特定の期日に集中的に議論を行う期日を設けることも含め、検討を進める。

6. 3. 1. 5 効率的・効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策

○ 時系列表等の提出を求める制度の導入

争点議論段階や争点確定段階（6. 3. 1. 2の「争点整理のステップの明確化」参照）において、裁判所において争点整理に有効な時系列表、主張対比表、主張要約書面等の提出を当事者に求めることができるようにする方策について、適切な制度の導入の可能性も含めて、検討を進める。

○ 準備書面の分量制限等を求める制度の導入

準備書面の分量を制限すること、一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することや、裁判所が必要と考える事項を準備書面に記載することを求めることについて、準備書面の分量が多くならざるを得ない事案があり得ることも視野に置きつつ、適切な制度の導入の可能性も含めて、検討を進める。

6. 3. 1. 6 提出期限遵守のための制裁

○ 攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効等）の導入

当事者が攻撃防御方法の提出期限を守らない場合の制裁としては、現行法上も、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度があるが、その利用が進んでいない原因を分析しつつ、この制度に加え、早期の提出をより一層確保するため、迅速な手続進行に協力しない当事者に対し、失権効の制度ないしは何らかの制裁型スキームを導入することについて、制度の導入に伴う実務上の問題点を踏まえながら、その必要性も含めて検討を進める。

6. 3. 1. 7 当事者のニーズや事件規模等に応じた手続

○ 迅速手続の検討

紛争当事者のニーズや事件規模、事件類型等に応じて、必要性、有効性を吟味した上で、一定の事件に関して、審理期間を短くする手続について、既存の手続、制度との関係も考慮しつつ、検討を進める。

6. 3. 1. 8 本人訴訟への対応の強化

- 弁護士強制制度の導入

6. 5. 2. 2 「弁護士へのアクセスに関する施策」のとおり

6. 3. 1. 9 ADRの結果の活用

- ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入

ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入について、専門家が関与するADR機関で事案が整理された場合に特に有用性が高いことに照らし、ADR機関の手続において提出された資料が後の裁判ですべて開示されるとなると、当事者が積極的な資料提出を躊躇するのではないかといった指摘も視野に置きつつも、検討を進める。

6. 3. 2 主に証拠収集に関連する要因に関する施策

6. 3. 2. 1 主に証拠収集に関連する長期化要因

証拠収集に関連する要因とし

【表6】文書提出命令申立件数

ては、(1)証拠の不足・不存在として、証拠が不足し、あるいは存在しない場合には、人証数が増えたり、主張される間接事実が多くなるなどのため、争点整理を始め

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
民事事件に関するもの	4,304	3,945	4,310	4,131	3,951	4,279
行政事件に関するもの	93	118	134	120	120	141
合計	4,397	4,063	4,444	4,251	4,071	4,420

とする審理に時間を要することが、(2)証拠収集の困難性として、①証拠の偏在、②個人情報保護を理由とする資料提供の拒否、③別手続で使用・作成された資料の利用上の制約の存在が、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

6. 3. 2. 2 提訴前の証拠収集処分に関する施策

- 提訴前の証拠収集処分の見直し

争点整理を適切に行うために、提訴前の証拠収集処分があまり利用されていない原因を分析し、必要に応じて制度の見直しを行うことが有効と考えられるが、依頼者の事情や弁護士の実務慣行を理由にしてこのような見直しに消極的な意見があることを考慮しながら、慎重に検討を進める。

6. 3. 2. 3 文書送付嘱託の実効化に関する施策

○ 文書送付嘱託の応諾義務の明文化

個人情報保護法等の守秘義務規定の在り方を踏まえつつ、文書送付嘱託の実効性を確保するため、文書送付嘱託の応諾義務を民事訴訟法等の関係法令において明文化することについて、その相当性も含め、検討を進める。

6. 3. 2. 4 主に証拠収集に関連する要因に関するその他の施策

○ 当事者照会制度の見直し

当事者照会制度があまり利用されていない原因を分析し、必要があれば改善策を考へることも含めて、検討を進める。

○ 文書提出義務の拡大等

文書提出命令に関し、文書所持者の負担等も考慮した上で、文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等を行うことが可能かどうかについて検討を進める。

○ 当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）や証言録取制度（デポジション）の導入

当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）の導入や証言録取制度（デポジション）等の新たな証拠収集制度の導入については、諸外国ではそのような制度も存在しているが、我が国の法文化や法体系に馴染むかという点のほか、証言録取の対象となる者の負担等といった課題があるので、制度導入の可否も含めて検討を進める。

○ 法廷侮辱に対する制裁の導入

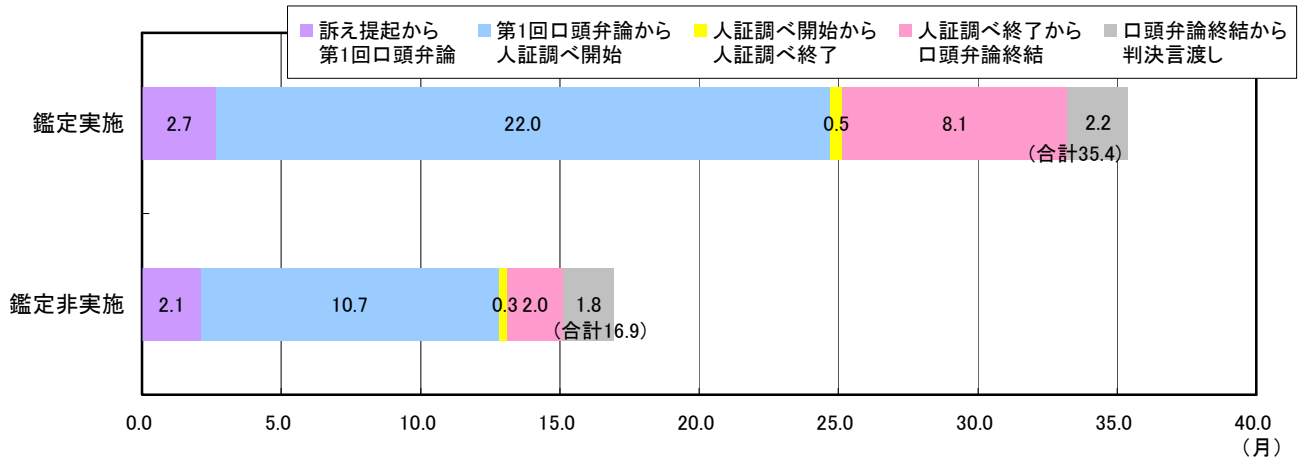
法廷侮辱に対する制裁については、英米法の法廷侮辱が裁判所の訴訟指揮や判断の実効性の確保に結びついている機能に着目し、多角的な検討を行った上で、制度導入について検討を進める。

6. 3. 3 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策

6. 3. 3. 1 専門的知見を要する事案に関連する長期化要因

専門的知見を要する事案が長期化する要因としては、(1)争点整理段階での専門的知見の不足として、①専門的知見を踏まえた争点整理に時間を要すること、②主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することが、(2)鑑定（私的鑑定を含む。）に関して、鑑定人の確保や鑑定書の提出等に時間を要することが、それぞれ挙げられる。

【図7】人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間の状況
(交通損害賠償訴訟事件)



こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【表8】 鑑定の有無別の平均審理期間
(交通損害賠償訴訟事件)

	鑑定実施	鑑定非実施
平均審理期間(月)	36.7	12.1
事件数	92 (1.1%)	8,226

6. 3. 3. 2 専門委員を活用しやすくするための施策

- 専門委員のより一層の活用

専門的知見が必要となる事件において、専門

委員の利用方法を多様化し、専門委員を活用しやすくするため、専門委員の機動的な任命・選任、専門委員による意見陳述等、専門委員のより一層の活用方策について、その活用を妨げる要因についても十分に吟味しながら、検討を進める。

※人証調べを実施して判決で終局した事件に限る。

6. 3. 3. 3 専門的知見の獲得に資する施策等

- 合議体による審理の積極的な活用

6. 5. 1. 4 「合議体による審理」のとおり

- 専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積、利用

専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積、利用について、大規模庁の専門部・集中部を核とした必要な情報の収集・蓄積の方法、研究機関や専門家団体等との連携の在り方等の点を中心にして、裁判官の的確な審理、判断に有益な施策の検討を進める。

- 法情報の検索・共有システムの拡充

専門部等において蓄積されたノウハウの活用のほか、専門訴訟に関わる法情報の検索・共有システムの拡充について検討を進める。

6. 3. 3. 4 弁護士の専門化推進

- 弁護士による専門訴訟のスキル獲得の機会の確保

弁護士による専門訴訟のスキル獲得の機会を確保するため、弁護士会が専門家団体等との連携を図りながら、弁護士への研修等を充実させることについて、検討を進める。

- 弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設

弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設や、その認定に関する情報を国民に適切に伝達するための方策について、実現に向けた実務上の問題点も踏まえつつ、検討を進める。

6. 3. 3. 5 適切な鑑定人の確保等

- 鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入

鑑定人となることにインセンティブを与えるため、例えば、鑑定書を学術的成果として専門家としての評価の対象とする仕組みを導入すること等について、これまで実現できていない原因を分析しつつ、検討を進める。

- 研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備

現行法上も、鑑定嘱託により法人に対して鑑定を嘱託することは可能であるが、これが利用されていない原因を分析するなどして、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか更に検討を進める。

6. 3. 3. 6 専門的知見を要する事案におけるADRの活用

- ADRの活動の充実

ADRの活動を充実させ、その活用を図ることについて、裁判所とADRとの適切な役割分担の在り方を踏まえながら、検討を進める。

- ADR機関の手續において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度の導入

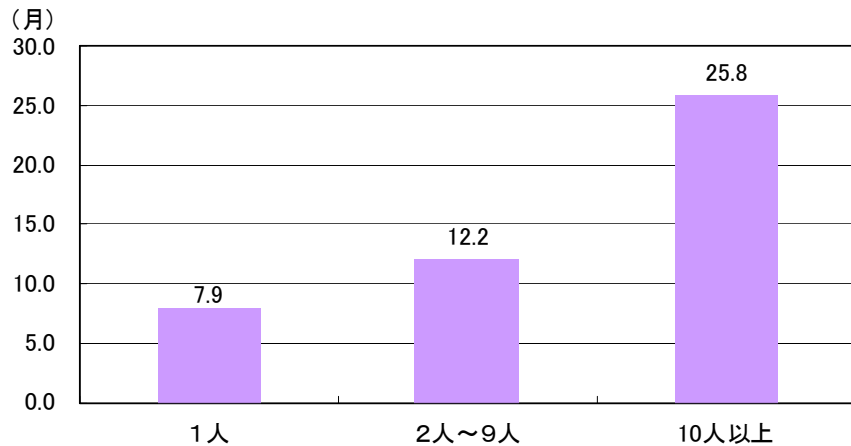
6. 3. 1. 9 「ADRの結果の活用」のとおり

6. 3. 4 争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策

6. 3. 4. 1 争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する長期化要因

争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案が長期化する要因としては、(1)争点又は当事者多数の事案に関して、①整理すべき主張の量が多い上、多数の争点ごとに個別に書証等の整理や主張との対比等

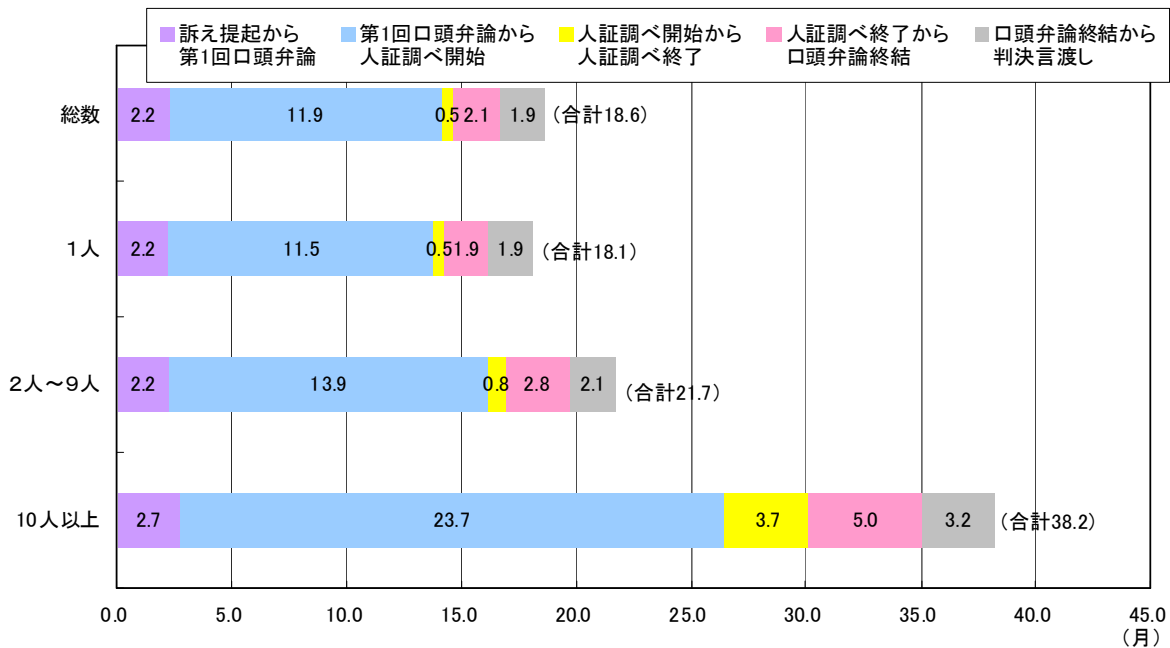
【図9】原告数別の平均審理期間(民事第一審訴訟(過払金等以外))



を行わなければならないため時間を要すること、②当事者や関係者が多数になると、期日指定にも支障が生じることが、(2)先端的で複雑困難な問題を含む事案に関して、①その紛争の社会的背景等についても主張・立証されるため、主張や証拠の量が大部となること、②専門的知見を要したり、関係者や争点が多いなどの事情も相まって、争点整理が長期化することが、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【図10】人証調べを実施して判決で終局した事件における原告数別の各手続段階の平均期間の状況(民事第一審訴訟(全体))



6. 3. 4. 2 合議体による審理に関する施策

6. 5. 1 「裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策」のうち6. 5. 1. 4 「合議体による審理」に記載した一般的な合議体による審理の積極的な活用が、争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案においてはより一層効果的であると考えられることにかんがみ、考えられる施策の例を整理すると、以下のものがある。

○ 合議体による審理の積極的な活用

争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案においては、検討すべき論点が多く、論点整理や法的問題点に関する調査に膨大な労力を要することなどに照らし、多様な観点からの検討を重ね、適正迅速な解決を実現するため、裁判所における人的基盤の整備を図りつつ、合議体による審理をこれまで以上に活用することについて検討を進める。

6. 3. 4. 3 裁判所による照会に関する施策

○ 裁判所による行政庁等に対する照会制度の創設

現行法上の裁判所からの照会に関する調査嘱託や、諸外国の制度も参考にしつつ、裁判所が必要と考える際に、行政庁、研究機関、専門家団体等に対し、意見・情報等の照会を行うことができるような制度を創設することが可能かどうかについて検討を進める。

6. 3. 5 その他の施策

6. 3. 5. 1 その他の長期化要因

その他の長期化要因としては、我が国においては、契約に際し、合意内容を書面に残すことが徹底されておらず、書証等の客観的証拠が不足し、あるいは存在しないことなどが挙げられる。

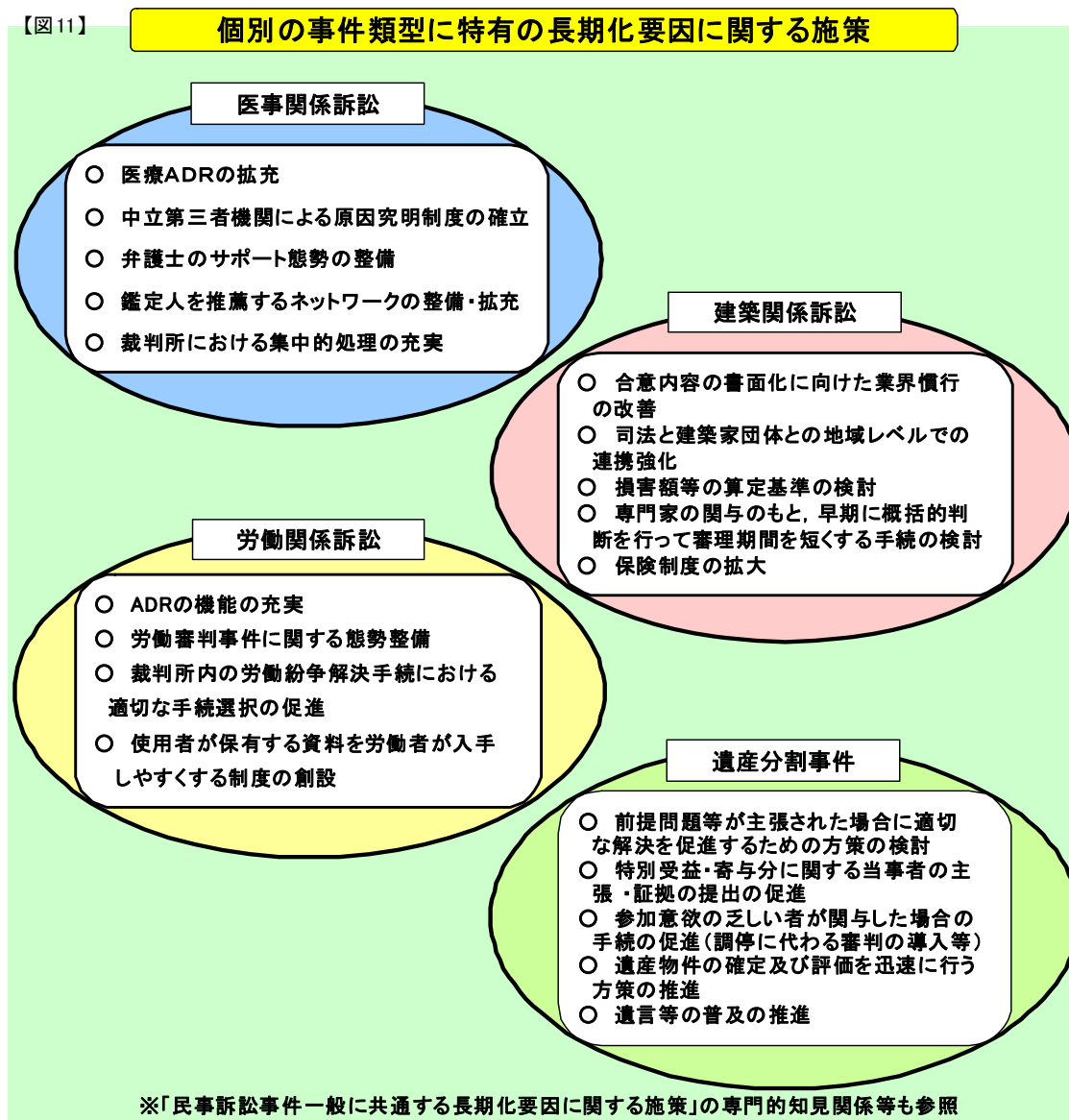
6. 3. 5. 2 その他の長期化要因に関する施策

○ 法教育の浸透や国民への啓発活動の推進

法教育の浸透や国民への啓発活動の推進等の点について、検討を進める。

に関する施策

一般に事件が長期化しがちであると言われている個別事件類型として、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟及び遺産分割事件が挙げられるところ、以下、これらの事件類型に特有の長期化要因に関する施策を説明する。これらの施策をまとめて図示したものが、【図11】である。



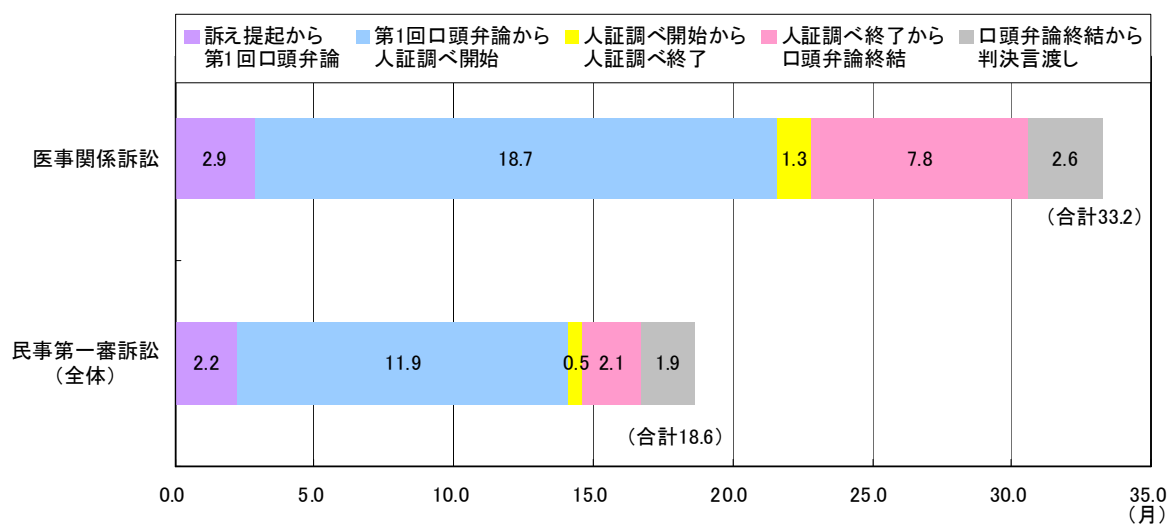
6. 4. 1 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

6. 4. 1. 1 医事関係訴訟に特有の長期化要因

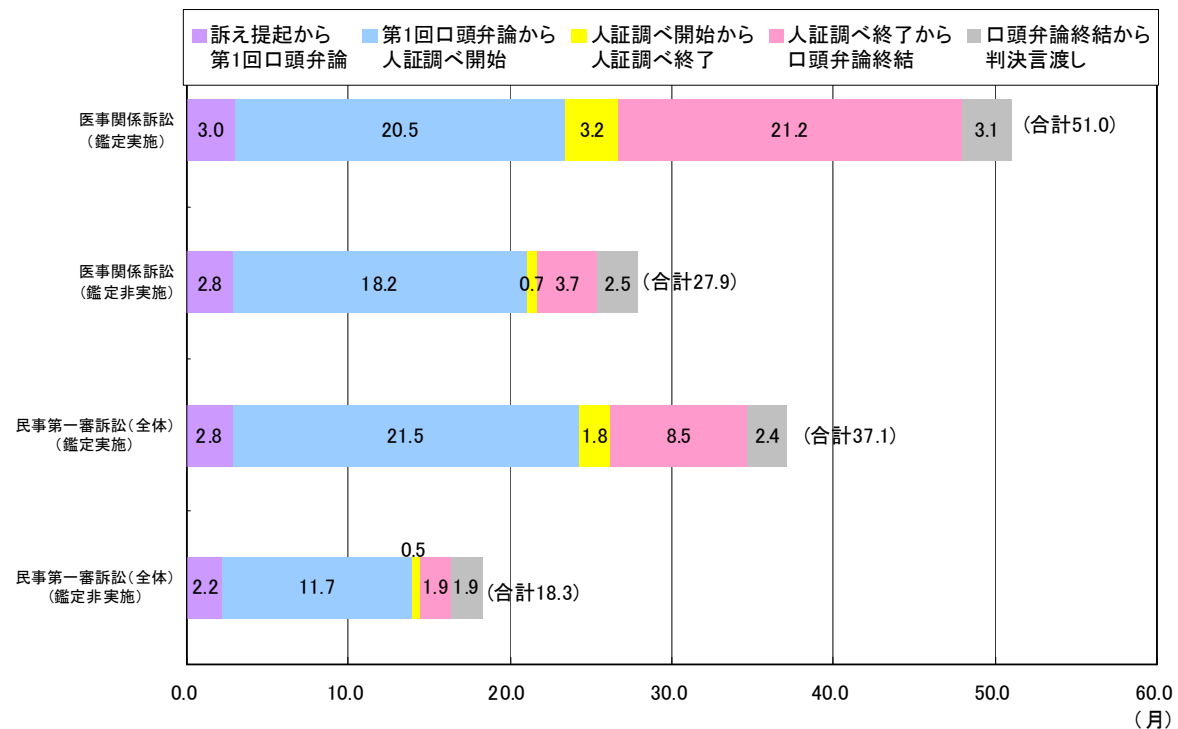
医事関係訴訟が長期化する要因としては、(1)専門的知見の不足による争点整理の長期化、(2)証拠の偏在、(3)鑑定の長期化、(4)感情的対立が、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【図12】 人証調べを実施して判決で終局した事件における各手続段階の平均期間の状況
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟(全体))



【図13】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定実施の有無別の各手続段階の平均期間の状況(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟(全体))



6. 4. 1. 2 医療ADRの拡充, 中立第三者機関による原因究明制度の確立

○ 医療ADRの活動の充実

医事関係訴訟においても、ADRの活動を充実させ、その活用を図ることについて、裁判所とADRとの適切な役割分担の在り方を踏まえながら、検討を進める。

○ 原因究明システムの構築

中立な第三者機関による原因究明システムの構築について、関連する制度の状況も踏まえて、検討を進める。

○ ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入

6. 3. 1. 9 「ADRの結果の活用」のとおり

6. 4. 1. 3 専門委員等を活用しやすくするための施策

○ 専門委員のより一層の利用

6. 3. 3. 2 「専門委員を活用しやすくするための施策」のとおり

○ 医事関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備

医事関係訴訟への弁護士の対応能力を向上させ、同訴訟の適正迅速な解決を図るため、弁護士会による研修・研究会や、協力医との間の支援・協力関係態勢の拡充等、同訴訟におけ

る弁護士のサポート態勢の整備について検討を進める。

6. 4. 1. 4 適切な鑑定人の確保等

- 鑑定人を推薦するネットワークの整備・拡充

鑑定人を推薦するネットワークは、既に複数が実務で活用されていることを踏まえつつ、今後もこのネットワークを整備・拡充することについて検討を進める。

- 鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入

6. 3. 3. 5 「適切な鑑定人の確保等」のとおり

- 研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備

6. 3. 3. 5 「適切な鑑定人の確保等」のとおり

6. 4. 1. 5 医事関係訴訟についての裁判所のサポート態勢の充実

- 集中的処理の充実

医事関係訴訟を集中的に処理することは、同訴訟の審理の適正・迅速化にとって有益であり、それ自体、裁判を受ける国民の側にとってメリットが大きいことを踏まえ、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策の検討と併行して、その具体的な進め方について検討を進める。

- 専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積、利用

6. 3. 3. 3 「専門的知見の獲得に資する施策等」のとおり

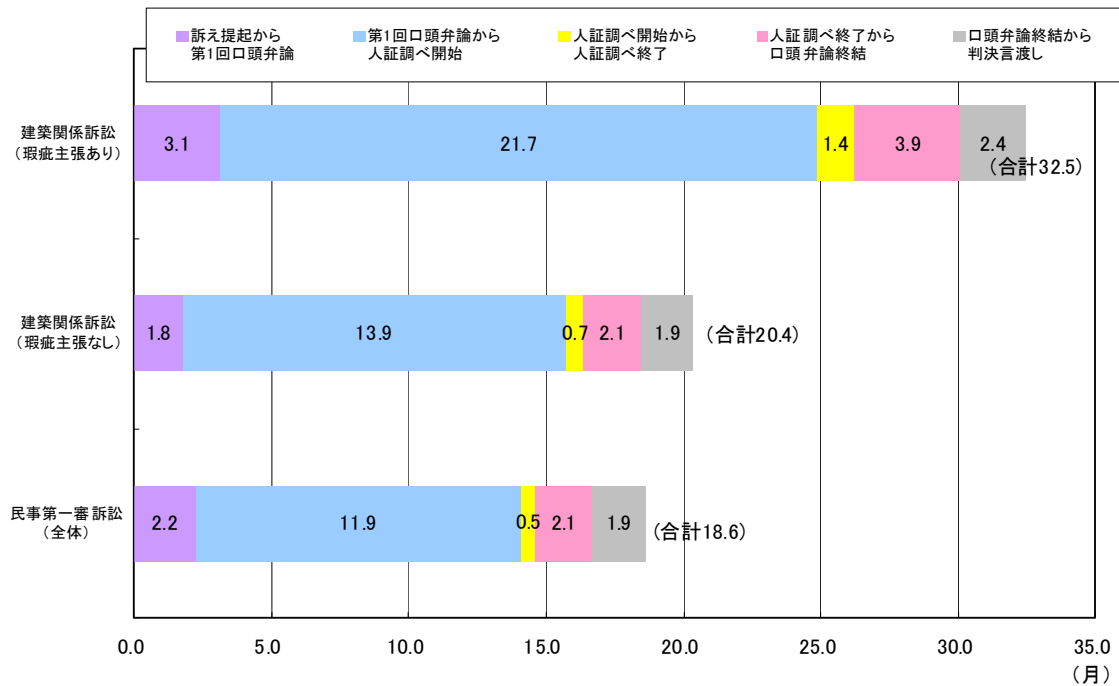
6. 4. 2 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

6. 4. 2. 1 建築関係訴訟に特有の長期化要因

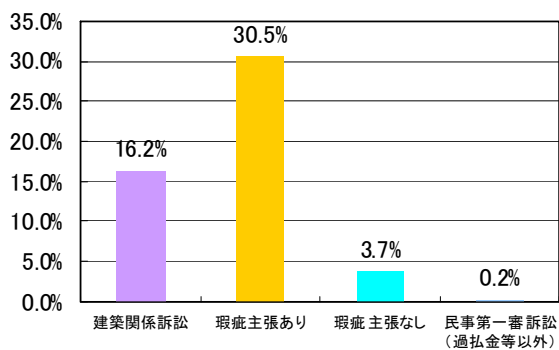
建築関係訴訟が長期化する要因としては、(1)専門的知見の不足による争点整理の長期化、(2)争点多数、(3)客観的証拠の不足、(4)鑑定長期化、(5)感情的対立が、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

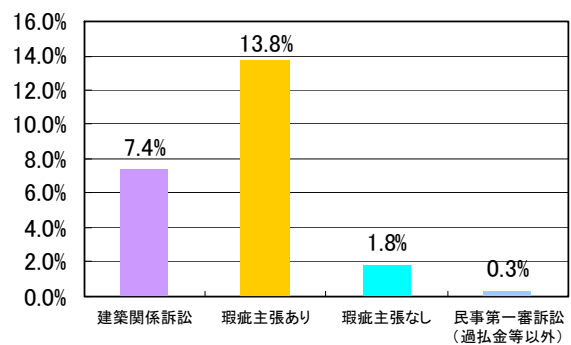
【図14】 人証調べを実施して判決で終局した事件における各手続段階の平均期間の状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟(全体)）



【図15】 調停に付された事件の割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）



【図16】 専門委員関与率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）



6. 4. 2. 2 契約書等の書面作成に関する業界慣行の改善

○ 合意内容の書面化に向けた業界慣行の改善

契約書等の当事者間の合意内容等を証する書面類の作成の義務化を始めとする業界慣行の改善について、取引の実情にも十分目を向けつつ、行政手続における規制の在り方も含めて検討を進める。

6. 4. 2. 3 適切な鑑定人の確保等

- 鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入
6. 3. 3. 5 「適切な鑑定人の確保等」のとおり
- 研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備
6. 3. 3. 5 「適切な鑑定人の確保等」のとおり

6. 4. 2. 4 司法と建築家団体との連携のより一層の充実

- 各地域の地裁レベルにおける裁判所と建築学会等の専門家団体との連携の強化
建築関係訴訟においては、裁判所による専門的知見の取得を容易にするため、建築学会の協力により連携が図られてきたが、今後、これを更に充実させ、各地域の地裁レベルでも、裁判所と建築学会等の専門家団体との連携を強化することについて、検討を進める。
- 建築関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備
建築関係訴訟への弁護士の対応能力を向上させ、同訴訟の適正迅速な解決を図るため、弁護士会と建築学会等の専門家団体との連携を強化しつつ、同訴訟における弁護士のサポート態勢を整備することについて検討を進める。

6. 4. 2. 5 損害額等の算定基準に関する施策

- 損害額等の算定基準の検討
建築関係訴訟における瑕疵損害額等の算定基準については、瑕疵の修補方法には様々なものが想定され、損害額の類型化に複雑な作業が伴うこと等の点も考慮しつつ、その実現可能性について検討を進める。

6. 4. 2. 6 専門家の関与のもと、早期に概括的な判断を行う手続に関する施策

- 専門家の関与のもと、早期に概括的な判断を行って審理期間を短くする手続の検討
審理を進めるにつれて争点が増加する傾向にある建築関係訴訟に関し、精密な争点整理を行う前に、専門家の関与のもと、ある程度概括的な判断を行うことにより審理期間を短くする手続について、そのニーズや調停手続等既存の制度との関係も考慮しつつ、検討を進める。

6. 4. 2. 7 保険制度の拡大等

- 建築物の瑕疵についての保険制度の拡大、保険制度と連携するADR機関の拡充
建築物の瑕疵が問題となる紛争において合理的な紛争解決を行うため、現在の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険制度の利用状況や、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく指定紛争住宅処理機関である住宅紛争審査会のADRの現状を

踏まえ、建設業者側の負担や保険料の高額化の可能性等の点も考慮しつつ、保険制度の拡大や、保険制度と連携するADR機関の拡充の実現可能性について検討を進める。

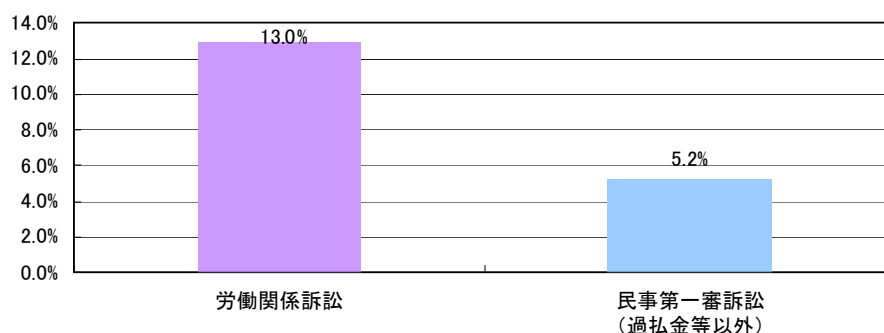
6. 4. 3 労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

6. 4. 3. 1 労働関係訴訟に特有の長期化要因

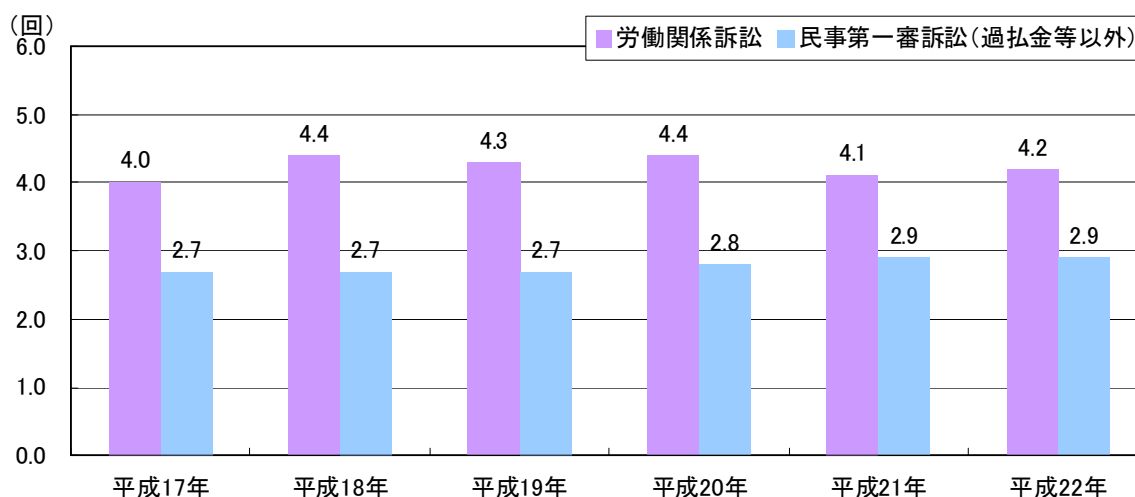
労働関係訴訟が長期化する要因としては、(1)争点に対する判断の質的・量的困難性、(2)原告多数、(3)立証の困難性、(4)当事者間の対立が、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【図17】合議率(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図18】平均争点整理期日回数(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 欠席判決で終局した事件を除く。

6. 4. 3. 2 労働紛争に関する各手続の整備のための施策

○ 労働紛争に関する裁判外ADRの機能の充実

労働紛争においては、都道府県労働局による相談・助言指導や紛争調整委員会によるあっせん、労働委員会による調整手続等の行政機関による労働紛争解決手続、弁護士会による労働紛争解決手続等の裁判外ADRの機能を充実させることについて、これらの手続の現状や特徴を把握し、権限を強化することの紛争解決機能に対する影響や、各行政機関等の人的物的態勢の整備等の実務上の問題点も踏まえつつ、検討を進める。

○ 労働審判事件に関する態勢整備

裁判所における人的物的基盤の整備や、労働審判事件の的確な処理のために肝要となる適切な労働審判員の確保等をにらみながら、労働審判事件を処理するための態勢整備について検討を進める。

○ 裁判所内の労働紛争解決手続における適切な手続選択の促進

適切な手続選択が適正迅速な解決に資することを念頭に置きつつ、訴訟、仮処分及び労働審判手続という裁判所内の労働紛争解決手続における適切な手続選択を更に促進することについて検討を進める。

○ 合議体による審理の積極的な活用

6. 3. 4. 2「合議体による審理に関する施策」のとおり

○ 労働委員会における救済手続と訴訟手続の整合性の確保

労働委員会の不当労働行為救済手続と訴訟手続の整合性を図ることについては、各手続に期待されている役割を踏まえつつ、検討を進める。

6. 4. 3. 3 証拠収集方法の拡充

6. 3. 2に記載した民事訴訟事件一般の証拠収集に関する施策が労働関係訴訟においても該当することを前提として、更に同訴訟に特有のものとして考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 使用者が保有する資料を労働者が入手しやすくする制度の創設

当事者の事前準備促進の観点から、例えば、タイムカード等の使用者が保有している資料を、訴え提起前に労働者が入手しやすくする制度の創設について、その実務上の問題点等を分析しながら、検討を進める。

(参考) 知的財産権訴訟の状況

第3回報告書においては、知的財産権訴訟の長期化要因として、①特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知

見が必要となること、②争点が評価のないし規範的要件に関するものであること、③証拠の偏在、④無効審判手続等の係属が指摘されているが（分析編69頁）、これらの長期化要因については、③に関し、損害額の推定規定を盛り込む特許法の改正が行われたり、④に関し、判例変更や法改正により無効審判の係属と侵害訴訟の審理との関係が整理されるなど、制度改善等が行われており、平均審理期間も平成11年の23.1月から平成22年の14.8月と大幅に短縮化している状況にある。このような状況の下、知的財産権訴訟について、基本的にはこれ以上独自に新たな施策を検討するまでの必要はないことは、関係者の共通認識となっている。したがって、中長期的には、他の事件類型と同様に、知的財産権訴訟についても、更に適正迅速な裁判を実現するために何らかの工夫ができないか検討していく必要もあると思われるが、当面は、前記の制度改善後の状況を見ていくことになろう。

6. 4. 4 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策

6. 4. 4. 1 遺産分割事件に特有の長期化要因

遺産分割事件が長期化する要因としては、(1) 前提問題等の関連事件待ち、(2) 付随問題についての調整、(3) 当事者多数、(4) 物件多数、(5) 特別受益・寄与分についての主張、(6) 感情的対立が、それぞれ挙げられる。

こうした長期化要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【表19】 遺産分割事件の特別受益の考慮の有無別の平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔

	総数	特別受益の考慮		
		なし	あり	不詳
事件数	8,015	6,725 83.9%	634 7.9%	656 8.2%
平均審理期間(月)	13.3	12.6	20.9	12.8
平均期日回数	6.8	6.5	10.1	6.8
調停	6.0	5.9	7.4	6.2
審判	0.8	0.6	2.8	0.7
平均期日間隔(月)	1.9	1.9	2.1	1.9

※ 調停成立又は審判認容により終局した事件の数値である。

【表20】 遺産分割事件の寄与分の定めの有無別の平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔

	総数	寄与分の定め	
		0件	1件以上
事件数	8,001	7,775 97.2%	226 2.8%
平均審理期間(月)	13.3	12.9	26.9
平均期日回数	6.8	6.7	12.5
調停	6.0	5.9	8.3
審判	0.8	0.7	4.2
平均期日間隔(月)	1.9	1.9	2.2

※ 調停成立(「分割しない」を除く。)又は審判認容により終局した事件の数値である。

6. 4. 4. 2 前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための施策

- 前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための方策の検討

前提問題及び付随問題により遺産分割調停が長期化するのを防ぐため、これらの問題も含めた一体的な解決を望む当事者の期待が存在する可能性があることも踏まえつつ、前提問題に関する民事訴訟の提起を促進するための具体的な方策や、遺産分割調停の中で解決を図ることが困難な付随問題を、同調停の対象から外した上で両者を合理的に解決するための具体的な方策について検討を進める。

- 弁護士代理人の関与がない事件への対応の強化

家事事件の中でも、とりわけ遺産分割の問題と前提問題及び付随問題との区別は法律専門家でなければ難しいので、民事事件における検討を踏まえつつ、遺産分割事件においても弁護士強制制度の導入の可否や相当性について検討を進める。

6. 4. 4. 3 特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策

- 特別受益及び寄与分に関する当事者の主張・証拠の提出の促進

特別受益及び寄与分等の主張についての的確迅速な判断を行うためには、基本的に最も事実を知る当事者が提出した証拠や資料に基づいて審理を行うことが有効であるので、当事者の手続保障を図ることを念頭に置きながら、第一次的には当事者が主張や証拠の提出を行い、裁判所は事案解明のため必要な場合に補充的に職権調査を行うことにするなど、特別受益及び寄与分に関する事実の解明に多大な時間と労力を費やしている現状を改めるための方策について、検討を進める。

6. 4. 4. 4 参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策

- 参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進

遺産分割に関心が乏しいなどの理由で期日に出頭しない当事者がいる場合には、期日に出頭した当事者間で合意した調停条項案につき不出頭当事者に受諾書面を提出させて調停を成立させる制度を活用するほか、受諾書面も提出しない不出頭当事者に対処するため、調停に代わる審判を遺産分割事件でも利用できるものとする制度を導入すること等、参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための方策について検討を進める。また、所在不明者がいる場合に、不在者財産管理人の選任に時間を要している現状を踏まえ、所在不明者の利益にも配慮しつつ円滑に手続を進行させるための具体的な方策について検討を進める。

6. 4. 4. 5 遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策

○ 遺産物件の確定を容易にする方策の推進

遺産物件の確定を容易にするため、裁判所が調査嘱託を行った場合に嘱託先に確実に回答を行わせるための方策や、当事者に自ら管理する遺産の内容を積極的に開示させるための方策について、実現可能性も含めて検討を進める。

○ 遺産物件についての相当な評価額の認定を可能とする制度の導入

当事者が遺産物件の鑑定の実施に協力せず、鑑定費用の予納に応じない場合には、鑑定を実施することができず、手続が遅滞するため、民事訴訟法 244 条及び 248 条の規定を参考にして、このような場合に、裁判所が審判手続の全趣旨及び事実の調査の結果等に基づき、相当な評価額を認定することができる旨の制度の導入について検討を進める。

6. 4. 4. 6 遺言等の普及

○ 遺言等の普及の推進

遺産分割事件において、当事者に感情的対立が生じることを少しでも防止して、遺言能力や遺産の範囲についての紛争を予防し、遺産分割事件の迅速な解決を図るため、遺言や任意後見制度の普及を図ることについて検討を進める。

(参考) その他、家事事件全般について審判及び調停を充実させるための施策

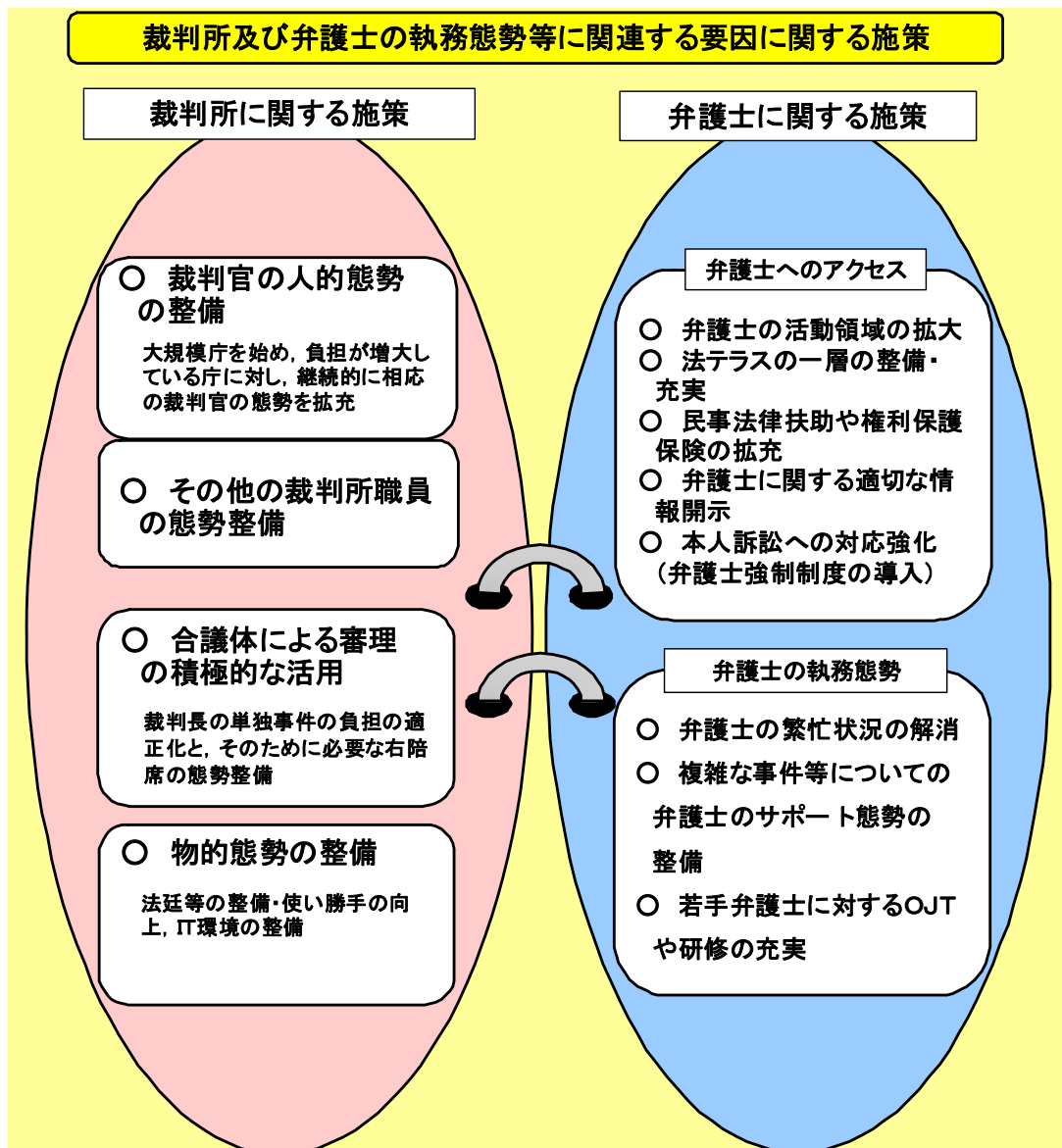
○ 調停及び審判の一層の充実化

調停及び審判をより一層充実させるため、裁判官と調停委員との評議や裁判官による調停期日への立会いをより一層充実させる必要があるとの指摘を念頭に置いて、裁判所における人的基盤の整備を図りつつ（6. 5. 1. 2 「裁判官の人的態勢」参照）、裁判官が調停にこれまで以上に積極的に関与することについて検討を進める。

関連する要因に関する施策

裁判所の執務態勢等に関連する要因及び弁護士の執務態勢等に関連する要因が審理期間を長期化させる可能性が高いところ、以下、これらに関する施策を説明する。これらの施策をまとめて図示したものが、【図21】である。

【図21】



6. 5. 1 裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策

6. 5. 1. 1 裁判所の執務態勢等に関連する要因

審理期間を長期化させる可能性が高い裁判所の執務態勢等に関連する要因は、以下のとおりである。

(1) 裁判官等の不足

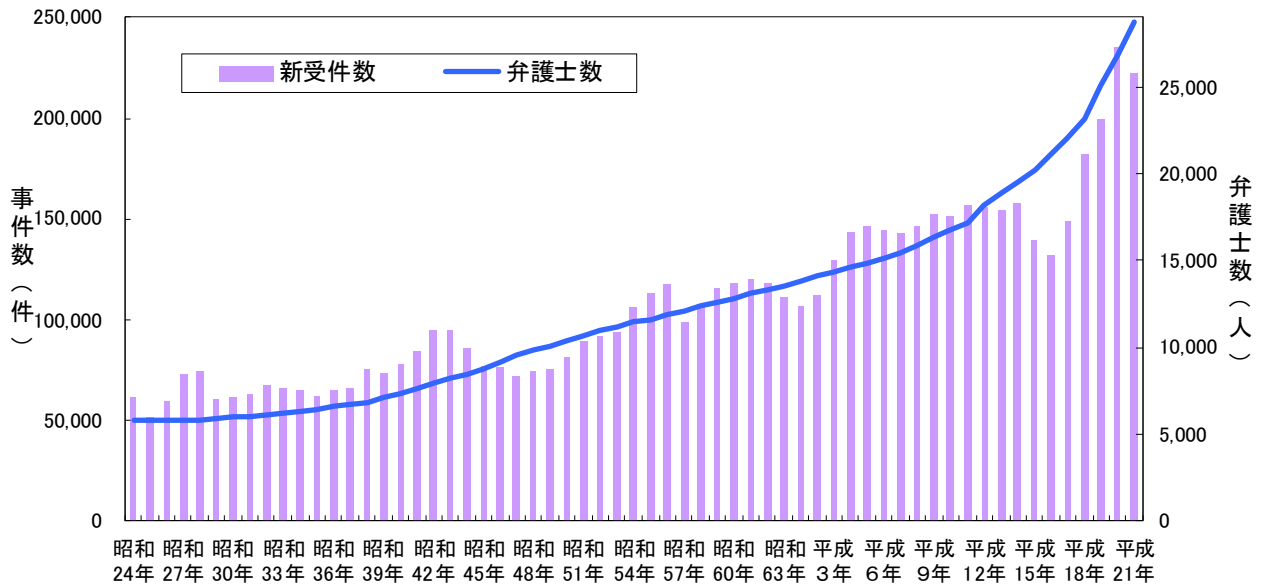
第3回報告書においては、裁判官が多数の事件を抱えていて繁忙な状態にあることが、期日の指定を困難にし、期日間隔については審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性がある」と指摘した（分析編24頁）。

実情調査においても、事件数が依然として高水準にある中、裁判官は多数の手持ち事件を抱え、裁判官の執務時間内は、弁論期日や弁論準備手続期日で隔々まで埋まっている上、事案の理解や争点整理に手間のかかる複雑困難事件が増加していることが指摘されており、このような実情を踏まえると、裁判官の態勢整備を図り、裁判官の手持ち事件数を減らすことが、充実に、かつ迅速な事件処理に寄与する可能性が高い。また、長期的・大局的にみると、新受件数と弁護士数との間には、ある程度の相関関係が認められるところ（【図22】）、実情調査においても指摘されているとおり、今後、中長期的に事件数が増加する可能性があり、これに伴い、裁判官の手持ち事件数が現状以上に増加することも考えられる。

さらに、実情調査においては、裁判官及び弁護士の実感として、現状以上に裁判官が繁忙となると、争点整理に積極的に関与することが困難となったり、人証調べのためのまとまった時間を確保することが困難となり、人証調べまでの期間が長くなることや、裁判官の繁忙により記録の検討が不十分になると、争点整理において的確な釈明が困難となり、争点整理が長期化すること、大規模庁では、特に新受事件数及び裁判官の手持ち事件数の増加が著しく審理期間も若干長期化してきていること等が、それぞれ指摘されている。

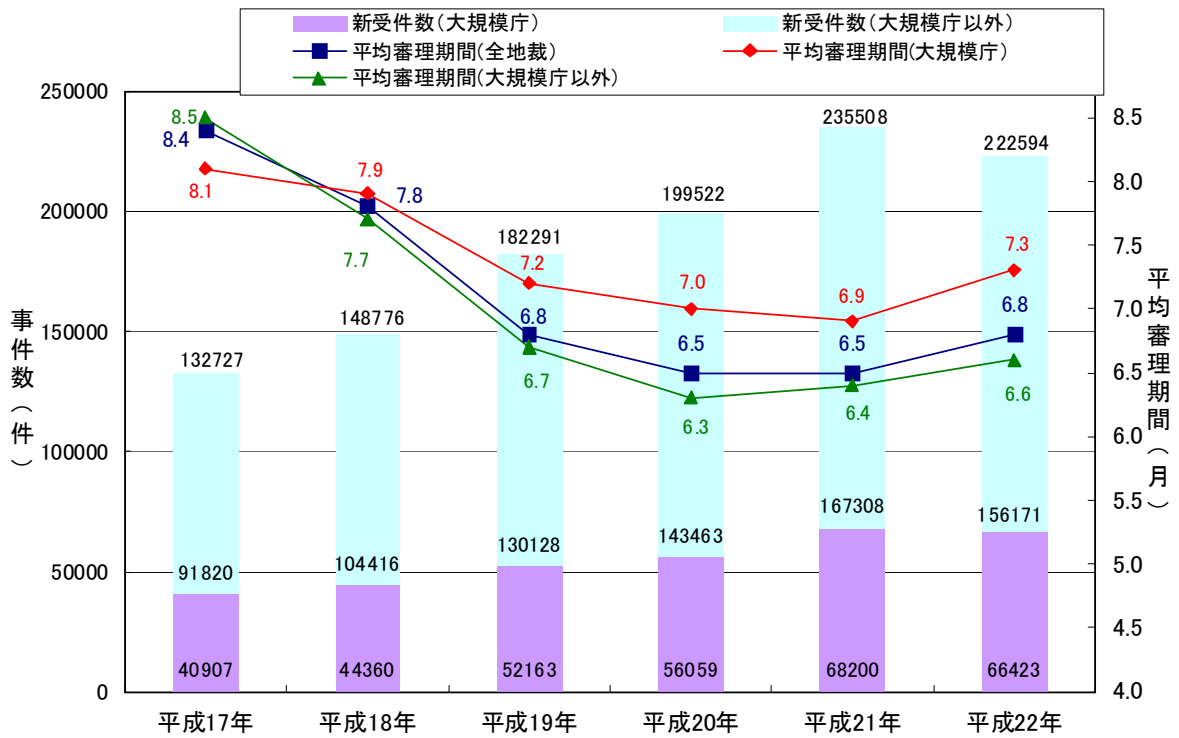
以上によれば、やはり裁判官等の不足が審理期間に大きな影響を与える要因の一つである可能性が高いと考えられる（【図23】）。

【図22】民事第一審訴訟事件の新受件数と弁護士数の推移



※ 弁護士数は、各年3月末日現在の数値である。

【図23】民事第一審訴訟事件の新受件数及び平均審理期間



※ 大規模庁とは、東京地裁本庁及び大阪地裁本庁をいう。

また、第3回報告書においては、民事訴訟事件の長期化要因を考えるに当たっては、今後、裁判官に加えて、裁判官を支える書記官等の執務態勢の在り方も見据えながら、検討を深めていく必要があるとも指摘したところであるが（分析編 24 頁）、同報告書公表後の検証検討会においても、裁判官の人的態勢整備に対応して、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保することも検討すべきではないかとの意見が述べられ、実情調査でも、書記官の負担は相当に重い、弁護士調停委員が不足しているなどと指摘された。

(2) 専門的知見の取得や法的調査のための態勢の不足

第3回報告書においては、専門的知見を取得したり法的調査を行ったりする場面において裁判体を側面からサポートする態勢が必ずしも十分でなく、このことが審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性があるとして指摘した（分析編 25 頁）。一例として、医事関係訴訟の平均審理期間は、この6年間、一貫して、集中部設置庁の方が非設置庁よりも短くなっており、専門的知見の取得に関する裁判所のサポート態勢の充実度が審理期間に影響を与えていることがうかがわれる。また、実情調査においても、専門訴訟では、裁判所が専門分野に関する情報収集能力を向上させ、裁判所が審理を主導しなければ、審理が円滑に進まないことが指摘されており、専門的知見の取得や法的調査のための態勢の不足が審理期間に影響を与える要因の一つである可能性が高いと考えられる。

(3) 合議体による審理の活用不十分

第3回報告書においては、合議体による審理が十分活用されておらず、このことが審理期間を長期化させる要因の一つになっている可能性があるとして指摘した（分析編 27 頁）。

この点について直近の統計データをみると、民事第一審訴訟事件（過払金等以外）の合議率は、平成20年（6.5%）と比べて更に低下して5.2%になっている（【表24】）。また、民事第一審訴訟事件（全体）でみると、審理期間が2年を超え3年以内の事件の合議率は21.1%、審理期間が3年を超え5年以内の事件についても36.5%にすぎず、単独事件で2年を超える審理期間を要した事件数は5516件と依然として多い（【表25】）。

【表24】 合議事件の割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

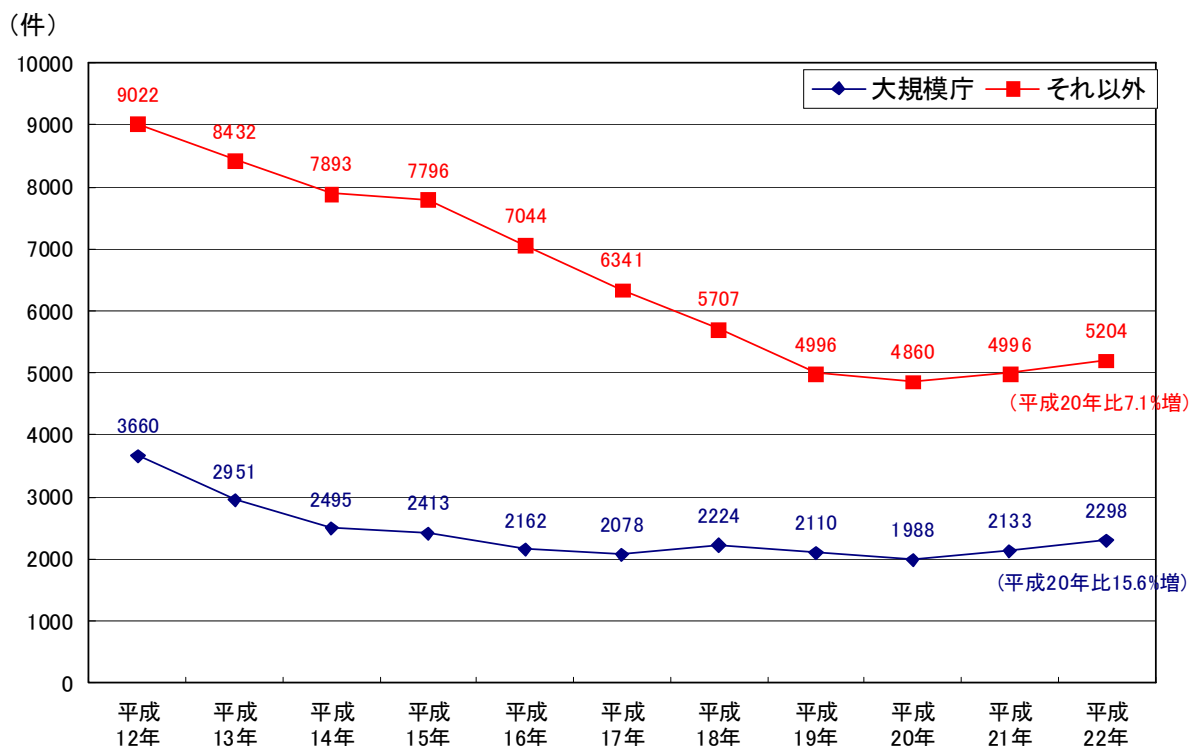
事件の種類	合議事件	単独事件	合計	合議事件割合
民事第一審訴訟（全体）	6,711	220,724	227,435	3.0%
民事第一審訴訟（過払金等以外）	4,762	86,779	91,541	5.2%

【表25】審理期間別の合議事件の割合（民事第一審訴訟（全体））

審理期間	合議事件		単独事件		合計		合議事件割合
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
総数	6,711		220,724		227,435		3.0%
6月以内	1,500	22.4%	154,601	70.0%	156,101	68.6%	1.0%
6月超1年以内	1,082	16.1%	39,640	18.0%	40,722	17.9%	2.7%
1年超2年以内	2,143	31.9%	20,967	9.5%	23,110	10.2%	9.3%
2年超3年以内	1,134	16.9%	4,240	1.9%	5,374	2.4%	21.1%
3年超5年以内	678	10.1%	1,181	0.5%	1,859	0.8%	36.5%
5年を超える	174	2.6%	95	0.04%	269	0.1%	64.7%

実情調査においては、複雑困難事件が増加傾向にあるところ（特に大規模庁において、その傾向が強くみられる。なお、【図26】参照）、実際に合議体による審理をより一層活用することにより、当該民事部全体の長期未済事件の減少につながったことが、複数の庁の実例として紹介されており、このような実情をも踏まえると、合議体による審理の活用不十分が審理期間に大きな影響を与える要因の一つである可能性が高いと考えられる。

【図26】大規模庁における民事第一審訴訟事件の審理期間が2年を超える事件数（既済事件）



(4) 法廷等の不足

第3回報告書においては、法廷の不足等が審理期間に影響を及ぼしている可能性も考えられると指摘した（分析編 27 頁）。実情調査においても、法廷等の数が不足しているため、使用可能な日として割り当てられている曜日が限られていることや、1 か月先まで法廷等が埋まっていること等が指摘されており、このような実情を踏まえると、法廷等の不足が期日の指定に影響を与えることが推測できる。また、実情調査においては、裁判官等の実感として、法廷等の数が不足しているためその確保に苦勞していることや、裁判官室から法廷等への動線の悪いことが指摘された上、これによる審理期間への影響に関して、法廷等の数が不足し、これらの空きがないために期日が入らない場合があることが指摘されており、法廷等の不足が審理期間に影響を与える要因の一つであることがうかがわれる。

こうした要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

6. 5. 1. 2 裁判官の人的態勢

○ 裁判官の人的態勢の整備

裁判官は、紛争について自ら最終判断を下すという職責を担っており、様々な角度から事件を検討し、質の高い裁判を行うことが求められる。しかし、裁判官の手持ち事件が増加し、あるいはその質が困難化し、繁忙度が増すと、争点整理に積極的に関与することや、人証調べのためのまとまった時間を確保することが困難になって、審理の迅速化や判断の適正・充実化にとってマイナスの要因となることについては、関係者の共通認識となっている。そこで、民事訴訟事件（家事事件）の増加や専門化・複雑困難化に対応し、充実した迅速な事件処理を行うためには、裁判官の手持ち事件数を減らすことにより、裁判官の時間を作り出すことが必要であり（これにより、6. 5. 1. 4のとおり、より多くの事件について合議体による充実した審理を活用することも可能になる。）、そのために、事件の特性に応じたメリハリのある手続上の工夫や当事者の協力を前提としつつ、庁ごとの事件動向や事件処理上の負担状況を考慮しながら、今後とも、特に負担が増大している大規模庁（事件数の急増及び複雑困難事件の増加により、裁判官の繁忙度が著しく高まっている。）を始めとして負担が増大している庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図ることについて検討を進める。

支部については、その機能充実のために人的態勢の拡充が必要であるとの指摘がある一方、多くの支部では、民事訴訟事件等の負担が相対的に小さく、事件処理の面で非効率であるとの指摘があることから、これらの指摘を十分念頭に置いて、各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進める。

なお、人的態勢の整備の指標の1つとされる事件数については、将来動向も加味して柔軟に測定されるべきであり、将来動向を検討するに当たっては、過去の事件動向を長期的なスパンでみるほか、今後の社会情勢の予測や弁護士数の増加との関係をも踏まえた実証的なデータ分析を行うことが必要である。さらに、裁判官の繁忙度を考えるに際しては、単純な事件数だけではなく、その職責の特殊性、様々な類型の事件を同時並行的に処理する負担、法科大学院への教員派遣、司法修習生の指導、各種協議会・研究会への参加とその準備、司法行政事務等に要する負担についても十分留意する必要がある。

6. 5. 1. 3 裁判所の人的態勢に関するその他の施策

○ 書記官等の態勢整備

事件の急増や専門化・複雑困難化に伴い、書記官の負担が増加している状況とともに、当事者の裁判所に対する要求水準の高まりを踏まえ、国民の司法に対するニーズに応え、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保するため、継続的に相応の態勢強化を図ることについて検討を進める。

○ 調停委員の態勢整備

特に遺産分割事件における実働可能な弁護士調停委員の態勢強化を中心に、有能な調停委員の確保と一層の能力の向上を図ることについて検討を進める。

6. 5. 1. 4 合議体による審理

○ 合議体による審理の積極的な活用

事件の複雑困難化に対応しつつ、適正迅速な解決を実現するためには、合議体による審理の活用が有効であるが、裁判長は単独事件の審理で大きな負担を負っている上、合議事件は、単独事件と比べて、1件当たりの審理に要する負担が重いため、結果的に、現状では必ずしも十分な活用が図られていないことは、関係者の共通認識となっている。そこで、争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案を始めとする複雑困難事件等^{*4}、本来合議に付するにふさわしい事件を、これまで以上に積極的に合議に付し、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たしながら、適正迅速な解決を図ることを可能とするような態勢整備について検討を進める。

その際には、特に、合議充実を妨げている最大の要因である裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備について十分留意する。

*4 前記 6.3.4 の「争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策」及び前記 6.3.3.3 の「専門的知見の獲得に資する施策等」においても、合議体による審理の積極的な活用を取り上げている。

6. 5. 1. 5 法廷等の物的態勢に関する施策

○ 法廷等の整備

審理期間への影響が指摘されている法廷等（法廷，ラウンドテーブル法廷，弁論準備手続室，調停室等）の不足を解消し，また，今後の裁判官の人的態勢の整備や合議体による審理の積極的な活用と平仄を合わせるためにも，効率的な使用方法を検討しつつ，法廷等の整備について検討を進める。

○ 法廷等の使い勝手の向上等

裁判官室から法廷等までの移動距離の長さ，その間の移動手段の不便さ，法廷等の狭隘さ，警備の困難性等の指摘に対応し，大規模庁舎における限界を踏まえつつ，法廷等の使い勝手の向上について検討を進める。

なお，以上のような裁判運営の円滑化という観点からの検討に加えて，利用者の視点に立って，①待合室の数や配置，打合せスペースの確保，バリアフリー化等，②耐震対策，セキュリティ面の強化等についても，更にどのようなことが可能か，検討を進める。

○ IT環境の整備

実務における利用頻度が高い電話会議システムを始めとしたIT設備に関し，その増設や性能の向上について検討を進めることはもとより，最新のIT技術の活用によって裁判官等の法情報へのアクセスの向上を図るとともに，各地域における司法サービスの充実を図るといった観点も踏まえ，IT技術が目覚ましい発展を遂げた現代社会に相応しいIT環境の整備の在り方について，ITを巡る社会状況の変化を踏まえつつ，総合的に検討を進める。

6. 5. 2 弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策

6. 5. 2. 1 弁護士の執務態勢等に関連する要因

審理期間を長期化させる可能性が高い弁護士の執務態勢等に関連する要因として，以下のものが挙げられる。

(1) 弁護士へのアクセスの遅れ

第3回報告書においては，弁護士へのアクセスが遅れると，訴え提起前の準備が不十分になったり，訴状に対する答弁の準備が遅れたりするといった事態になりかねず，審理が長期化する可能性があるとして指摘した（分析編28頁）。実情調査においても，弁護士へのアクセスが遅れた場合には，第1回目の期日準備が不十分になり，また，事件の全体像の把握に支障が生じ，紛争解決に要する時間が長期化することや，本人訴訟では，当事者の主張・立証を軌道に乗せ

るのに相当の時間を要することが指摘されているほか、第3回報告書で指摘したとおり、弁護士は訴訟の準備に相当期間を要しているという実情をも踏まえると、やはり、弁護士へのアクセスの遅れが審理期間に影響を与える要因の一つである可能性が高いと考えられる。

(2) 弁護士の負担の過重さ

第3回報告書においては、弁護士に過重な負担があつて繁忙な場合、訴訟の準備が不十分になることや、期日が入りにくくなって期日間隔が長くなることが考えられると指摘したところ（分析編 29 頁）、これらの事情のうち、弁護士の負担状況については、直近の統計データをみても、特に、地方部では、弁護士一人当たりの手持ち訴訟事件数が多いことがうかがわれる（【表 27】）。また、実情調査においても、裁判官及び弁護士の双方から、弁護士の繁忙の影響で期日調整が困難になることが指摘されており、このような実情を踏まえると、裁判官の繁忙状況と同様に、弁護士の負担の過重さが期日の指定に影響を与えることが推測できる。さらに、実情調査においては、弁護士が繁忙となると、書面作成が遅れることがあることも指摘されており、弁護士の負担の過重さが審理期間に影響を与える要因の一つである可能性が高いと考えられる。

こうした要因に関する施策の例としては、以下のものが考えられる。

【表27】各地裁管内別の弁護士一人当たりの新受件数(民事第一審訴訟事件)

庁名	新受件数	管内弁護士数	一人当たりの事件数
東京地管内	52,114	13,788	3.8
大阪地管内	22,479	3,568	6.3
広島地管内	3,998	423	9.5
甲府地管内	834	87	9.6
横浜地管内	10,894	1,123	9.7
仙台地管内	3,248	332	9.8
名古屋地管内	13,214	1,349	9.8
札幌地管内	5,392	546	9.9
高松地管内	1,262	127	9.9
金沢地管内	1,254	121	10.4
新潟地管内	2,205	204	10.8
京都地管内	5,568	495	11.2
和歌山地管内	1,307	113	11.6
岡山地管内	3,266	279	11.7
高知地管内	917	78	11.8
徳島地管内	894	76	11.8
福井地管内	909	77	11.8
前橋地管内	2,388	202	11.8
那覇地管内	2,592	219	11.8
福岡地管内	10,822	871	12.4
長野地管内	2,082	164	12.7
松山地管内	1,717	133	12.9
熊本地管内	2,573	195	13.2
函館地管内	476	36	13.2
さいたま地管内	7,318	536	13.7
宇都宮地管内	1,941	142	13.7
釧路地管内	837	58	14.4
千葉地管内	7,255	494	14.7
奈良地管内	1,929	131	14.7
山形地管内	1,068	71	15.0
富山地管内	1,250	81	15.4
大分地管内	1,805	114	15.8
静岡地管内	5,208	327	15.9
神戸地管内	9,962	618	16.1
水戸地管内	2,829	172	16.4
旭川地管内	796	48	16.6
福島地管内	2,518	144	17.5
大津地管内	1,749	100	17.5
松江地管内	1,021	54	18.9
長崎地管内	2,424	122	19.9
鹿児島地管内	2,645	132	20.0
山口地管内	2,511	125	20.1
盛岡地管内	1,556	77	20.2
津地管内	2,526	125	20.2
岐阜地管内	2,646	129	20.5
鳥取地管内	1,061	51	20.8
宮崎地管内	1,928	91	21.2
青森地管内	1,903	83	22.9
秋田地管内	1,514	65	23.3
佐賀地管内	1,989	73	27.2
合計	222,594	28,769	7.7

弁護士数が300人以上の地域

弁護士数が100人未満の地域

※ 弁護士数は、平成22年8月1日現在の数値である。

6. 5. 2. 2 弁護士へのアクセスに関する施策

○ 弁護士へのアクセスの強化

弁護士の早期関与は事件の迅速・適正な解決にとって極めて有用であるので、訴訟事件に限らず、法的紛争全般において国民が紛争の初期段階で弁護士に容易にアクセスすることができるよう、弁護士の活動領域を訴訟外にも拡大することについて検討を進めるとともに、あらゆる地域で弁護士へのアクセスが容易になるように、弁護士人口の増加や過疎・偏在解消の進捗状況等を勘案しながら、法テラスの一層の整備・充実を始めとする弁護士の過疎・偏在解消のための施策を更に前進させることについて検討を進める。

○ 民事法律扶助や権利保護保険の拡充

経済的理由で弁護士にアクセスすることができない国民に対し、弁護士へのアクセスをより容易なものとするために、必要な前提条件を整備しつつ、民事法律扶助制度の拡充を図ることについて、給付制や負担金制の導入の可否や相当性も含めて検討を進める。また、同様の観点から、権利保護保険の拡充を図ることについて検討を進める。

○ 弁護士に関する適切な情報開示等

国民に対する弁護士に関する適切な情報開示や広報の拡充について、弁護士の業態との関係、弁護士会の役割や広告規制の在り方等にも留意しつつ、ホームページの改善を図るほか、専門認定制度の創設の可否や相当性も含めて検討を進める^{*5}。

○ 本人訴訟への対応の強化

本人訴訟における審理の適正・迅速化を図る観点から、前記の諸施策により弁護士へのアクセスを一層改善することに加え、弁護士にアクセスできるにもかかわらず自ら訴訟を迫る当事者の割合が増加している現状をも踏まえ、弁護士強制制度の導入について、部分的導入の可能性も含め、検討を進める。

6. 5. 2. 3 弁護士の執務態勢に関する施策

○ 弁護士の繁忙状況の解消

近年の弁護士人口の急増により、全体として人員の充実度が飛躍的に高まっており、弁護士の執務形態に焦点を当てて施策を検討することには違和感があるとの指摘等もあるが、実情調査の結果等に照らせば、特に地方部の多くでは、過払金以外の民事訴訟事件が一定層の弁護士に集中し、これらの弁護士が多数の事件を受任して繁忙度が高い状況もうかがえるので、今後の更なる弁護士人口の増加による影響等にも留意しつつ、このような層を中心とす

*5 前記 6.3.3.4 の「弁護士の専門化推進」においても、弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設を施策案として取り上げている。

る弁護士の繁忙状況について注視し，必要に応じてその改善策の検討を進める。

○ 複雑な事件や専門的知見を要する事案についての弁護士のサポート態勢の整備

複雑な事件や専門的知見を要する事案について，弁護士の対応能力を向上させ，これらの専門訴訟等の適正迅速な解決を図るため，専門委員等の専門家の活用を促進すること^{*6}に加えて，弁護士会による研修・研究会や，サポート専門家とのネットワークの拡充等，弁護士のサポート態勢の整備について検討を進める。

○ 弁護士のスキルアップ

若手弁護士のスキルアップについて，若手弁護士のスキルの現状を十分に把握しつつ，弁護士のOJTないし研修を充実させるための具体的手法や枠組み作りも含めて検討を進める。

*6 専門委員を活用しやすくするための施策については，前記 6.3.3.2 参照。